

風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル

(第1版)

参考資料 目次

1. 海外事例

- 1.1 ドイツ国ブランデンブルグ州 (陸上)
- 1.2 ドイツ国 (洋上)
- 1.3 イギリス国ウェールズ地方 (陸上)
- 1.4 イギリス国 (洋上)
- 1.5 デンマーク国 (洋上)
- 1.6 オランダ国 (洋上)
- 1.7 フランス国サントル＝ヴァル・ド＝ロワール州 (陸上)
- 1.8 スウェーデン国ヴェステルノールランド県エーンショルツビーク市 (陸上)
- 1.9 スウェーデン国 (陸上/洋上)

2. 国内事例

- 2.1 ゾーニング先行事例
 - 1) 秋田県 (洋上)
 - 2) 岩手県 (陸上)
 - 3) 北海道岩内町 (陸上・洋上)
 - 4) 徳島県鳴門市 (陸上)
- 2.2 公募事例
 - 1) 福岡県北九州市 (洋上)
 - 2) 秋田県 (洋上)
 - 3) 新潟県村上市 (洋上)
 - 4) 秋田県 (陸上)
- 2.3 立地規制ガイドライン・条例
 - 1) 愛知県田原市
 - 2) 静岡県富士宮市

3. モデル地域のゾーニングで用いている情報一覧

4. 国土保全・景観関連の法令により指定された地域

5. 都道府県が定める一般海域管理に関する条例及び規則

1. 海外事例

事例1 ドイツ国ブランデンブルグ州（陸上）

事例2 ドイツ国（洋上）

事例3 イギリス国ウェールズ地方（陸上）

事例4 イギリス国（洋上）

事例5 デンマーク国（洋上）

事例6 オランダ国（洋上）

事例7 フランス国サントル＝ヴァル・ド＝ロワール州（陸上）

事例8 スウェーデン国ヴェステルノールランド県エーンショルツ
ビーク市（陸上）

事例9 スウェーデン国（陸上／洋上）

海外事例 1：ドイツ国ブランデンブルグ州（陸上）

1. 背景・目的

ドイツのブランデンブルグ州は、州の再エネ導入目標値達成のため、州面積の 2%を風力発電に活用することを州計画で掲げた。計画は州に属する各郡（region）に風力発電適地の選定を求めており、各郡は「郡面積の 2%」を努力目標として適地選定を実施した。

2. ゾーニング策定主体

郡の計画局が主体となってゾーニングマップを策定した。ブランデンブルグ州は 5 つの郡で構成され、全ての郡で風力発電に関する空間計画が策定されている。

3. ゾーニングの効力

風力発電適地と特定されたエリア外では風力発電計画は法的に禁止されている。郡のゾーニングは郡内の自治体（市町村）に対して法的拘束力を持つため、市町村は適地内に限って詳細な開発計画（適地内における開発エリアの特定、風車の上限数の設定など）を定める。市町村が策定した計画は企業等に対して法的拘束力を持つ。

4. ゾーニング策定プロセス

策定プロセスの概要を図 1 に示す。郡の計画局は郡議会の決定を受けてゾーニング策定プロセスを開始した。計画局がとりまとめたゾーニング第 1 案に対し、郡の環境当局が戦略的環境アセスメント（SEA）を実施した。SEA の実施後、郡議会の承認を経てパブコメやステークホルダーからの意見聴取が行われた。この結果を受けて第 1 案が改定され、郡議会の承認を経て州の計画局により審査が行われた。

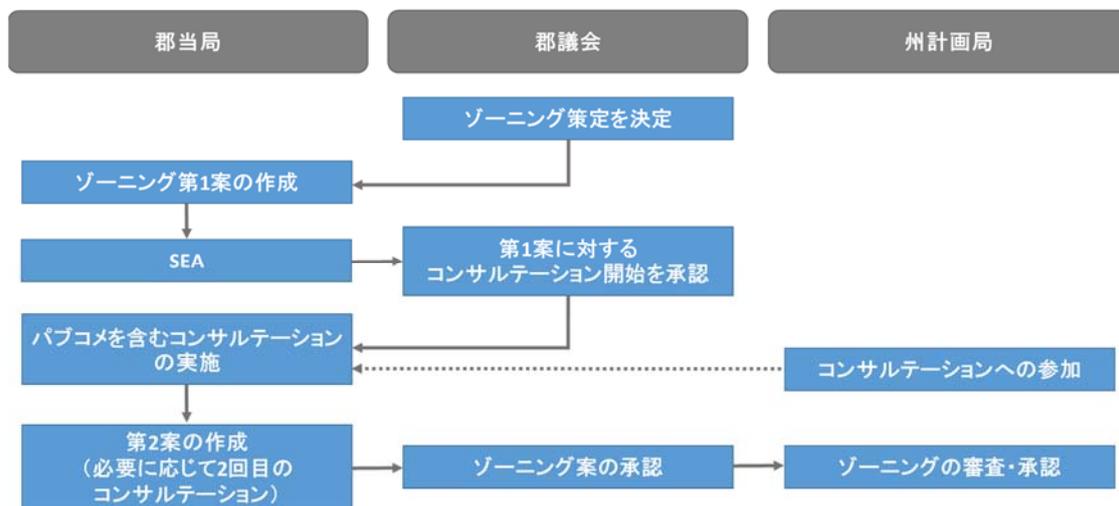


図 1 ゾーニング策定プロセスの概要（出典：ブランデンブルグ州政府資料）

5. ゾーニングに用いられた情報

表 1 の地図情報（レイヤー）を GIS 上で重ね合わせることで適地候補の絞り込みが行われた。これらの地図情報で適地候補をスクリーニングしたのち、計画中・計画承認済・既存の風力発電設備の情報、地権者の土地利用計画、市町村の既存空間計画、最小適地面積（40ha）などを考慮して適地選定が行われた。

クライテリア A1、A2 は法令や物理的制約に基づくもので、ゾーニング過程を通じて不変

の基準である。クライテリア B1 に含まれる個別情報の採否やその数値基準はゾーニングの過程で検討・調整された。適地候補をスクリーニングした結果、適地候補の総面積が目標値に届かなかった場合、クライテリア B1 を緩和して再度スクリーニングを実施した。スクリーニング、目標値との整合の確認、クライテリア B1 の調整のプロセスを繰り返し、ゾーニングが行われた。

表1 ゾーニングに用いられた情報（Lausitz-Spreewald 郡の事例）

クライテリア	分類	ゾーニングに用いられた地図情報
A1	法律や物理的制約により建設不可のエリア	法定の自然保護エリア、法定の景観保護エリア、保護林、太陽光発電用地、湖沼、軍事エリア、空港とその周辺、用水保全エリア、国が定める公園・緑地等、生物保護区
A2	条例により建設不可のエリア	既存／計画中の住居・病院・スパから 1km 以内のエリア、郡が定める資源保全地、州が定める公園・緑地等
B1	悪影響や建設上の制約が懸念されるエリア	生態学上重要なエリア（バッファゾーン含む）、鳥類保全エリア、自然公園、保安林、市町村が定める資源保全地、旧炭鉱、空港周辺バッファゾーン、軍用機の低空飛行域、記念構造物、既存空間計画で用途が特定されているエリア、氾濫原、洪水危険エリア

（出典：Lausitz-Spreewald 郡風力発電計画）

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

ゾーニング第 1 案に対する SEA の実施後、コンサルテーションプロセスが実施された。コンサルテーションプロセスでは、パブコメのほか、関係部局からの意見聴取が行われた。郡の関係部局、郡に属する市町村、有識者などで構成される委員会を設立してゾーニングを実施した郡もある。委員会ではクライテリア B1 の数値基準などについても議論された。

7. 補足事項

ブランデンブルグ州の各郡が作成したゾーニングマップには基本的に適地のみが示され、補足的な情報（送電網の位置など）は詳細には記載されていない。Lausitz-Spreewald 郡のゾーニングマップやその拡大図（図 2）では、適地の位置、既存風車の位置、適地境界の設定根拠などが表示されている。

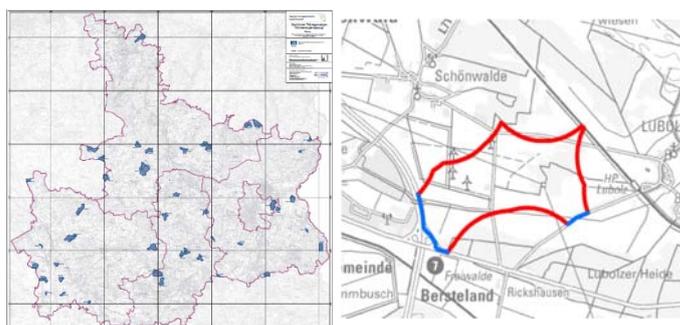


図2 ゾーニングマップ（左）と適地の拡大図（右）

適地境界の設定基準により拡大図での境界の色が異なる。赤は居住区との距離基準、青は地勢による制限で引かれた境界。（出典：Lausitz-Spreewald 郡風力発電計画）

海外事例 2：ドイツ国（洋上）

1. 背景・目的

ドイツでは 2002 年に洋上風力発電に関する政府の計画が策定され、2030 年までに 25GW の風力発電を導入することが目標に掲げられた（2014 年の再生可能エネルギー計画にて目標値は 15GW に下方修正）。洋上風力発電のためのゾーニングはこの計画を根拠とするものである。洋上風力発電の適地は、ドイツのバルト海と北海における排他的経済水域（EEZ）の空間計画（以下、空間計画とする）にて特定されている。

2. ゾーニング策定主体

ドイツ連邦海運・水路庁（BSH）が空間計画を策定しており、風力発電の適地も BSH が主導して選定した。

3. ゾーニングの効力

適地以外でも風力発電事業は可能だが、空間計画にて他の用途が設定されたエリアでは風力発電事業は認められない。風力発電の適地とされたエリアでは、風力発電を妨げるよう建設事業等は禁止されている。（5. ゾーニングに用いられた情報参照）

4. ゾーニング策定プロセス

空間計画の作成プロセスは 2005 年に始まった。2008 年までに、ステークホルダーから海洋空間の使用状況や関心事項について情報・データを収集し、空間計画ドラフトが作成された。2008 年のコンサルテーションを経てドラフトが最終化され、2009 年に空間計画が発効した。

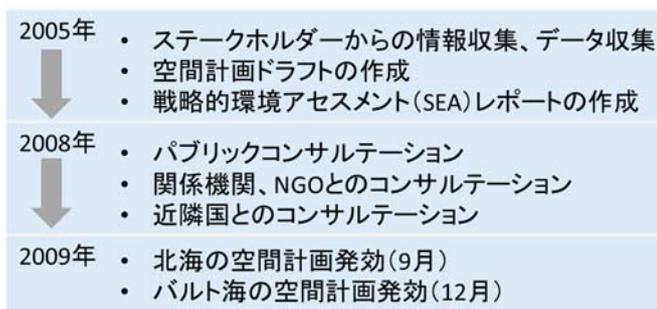


図1 ゾーニングプロセスの概要

（出典：BSH 提供資料から作成）

5. ゾーニングに用いられた情報

空間計画の策定においては船舶航路が優先的に考慮された。交通量を解析して船舶の航行密度が高いエリアを特定し、以降の検討のベースにした。空間計画では、船舶航路や既存パイプライン・海底ケーブルの優先エリアが設定されており、これらのエリアや、EU 指定の自然保護域（Natura 2000）では風力発電事業が禁止されている。海洋研究の優先エリアも設定されているが、エリア内での風力発電事業は禁止されていない。

空間計画全体を対象に戦略的環境アセスメント（SEA）が実施され、以下の項目について、現状や計画の実施により想定される影響が整理された。

- 海底土壌
- 底生生物
- 留鳥
- 大気
- 水質
- 生物群相
- 渡り鳥
- 気象
- 植物プランクトン
- 魚類
- コウモリ
- 景観
- 動物プランクトン
- 海洋哺乳類
- 生物多様性
- 文化的遺産
- 保全対象間の相互作用

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

ステークホルダーとは計画策定プロセスを通して協議が行なわれ、合意形成が図られた。計画案に対するコンサルテーションでは、自然保護、漁業、エネルギー、資源採掘、海運、軍事、観光、研究などに関係する省庁・NGO や、近隣諸国と協議が行われた。パブコメはSEAプロセスの初期と、計画案が作成された段階で実施された。

7. 補足事項

2017年に策定された洋上風力エネルギー計画により、風力発電に関する制度的枠組みが変更される。従来は事業者が事業サイトを特定して開発申請していたところ、BSHがサイトを選定し、その開発権を入札にかける方式に転換することになった。BSHは入札前に、サイトの基礎調査や適性評価を実施する（図2）。

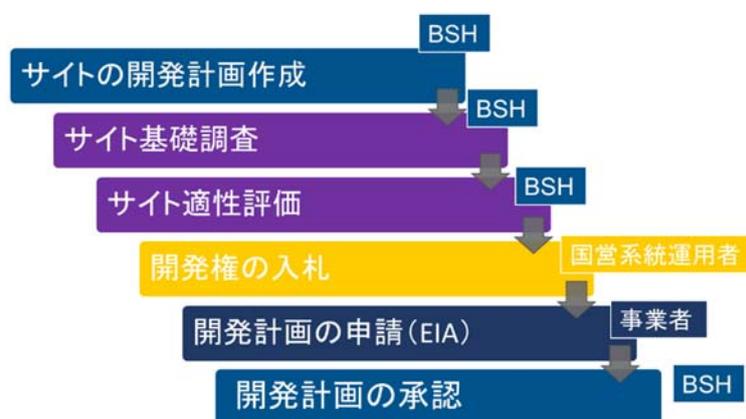


図2 洋上風力発電の新しい事業プロセス

(出典：BSH 提供資料)

海外事例 3 : イギリス国ウェールズ地方 (陸上)

1. 背景・目的

ウェールズ政府の土地利用計画を補完する文書として、再生可能エネルギーの開発方針を示した「Technical Advice Note 8」(TAN 8) が公表された。当文書にて、戦略的開発エリア (Strategic Search Areas: SSAs) として風力発電の適地が特定されている。当時、ウェールズ政府は風力発電の導入目標として、2020 年までに 800MW の陸上風力発電を導入する目標を掲げていた。

2. ゾーニング策定主体

ウェールズ政府の計画当局が主導して SSAs を特定した。実際の作業はコンサルタントに委託された。

3. ゾーニングの効力

ウェールズ政府は自治体に SSAs 内での風力発電計画の策定を推奨しているが、拘束力はない。TAN 8 では、SSAs 周辺も含めて自治体に風力発電計画の策定を推奨している。

4. ゾーニング策定プロセス

ゾーニング策定のプロセスの概要を図 1 に示す。ゾーニングは大きく 2 つの段階を経た。第 1 段階では、GIS を用いて風力発電の制約となる情報をレイヤリングし、制約の少ないエリアをスクリーニングした。第 2 段階では、スクリーニングされたエリアを対象に、当時、電子的な地図データがなかった土地利用や住居密度の情報をマニュアルで分析し、エリアを絞込んだ。

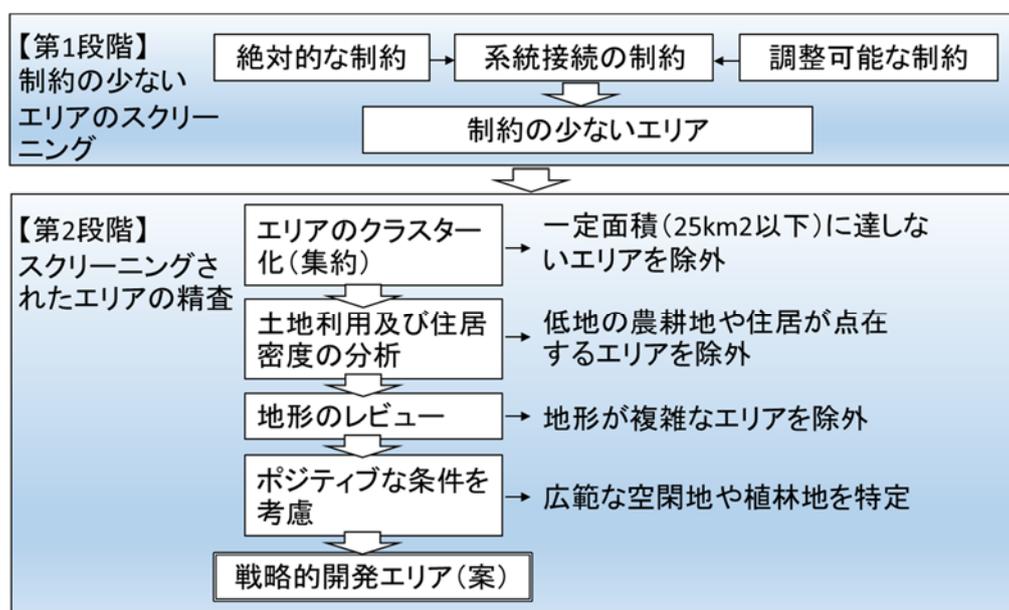


図 1 ゾーニング策定プロセス

(出典 : Facilitating Planning for Renewable Energy in Wales: Meeting the Target Final Report)

5. ゾーニングに用いられた情報

表 1 の情報をもとに、制約の少ないエリアがスクリーニングされた。絶対的制約が該当するエリアは必ず適地候補から除外された。調整可能な制約が該当するエリアは、制約が複数重複する場合に適地候補から除外された。このほか、図 1 にあるとおり、適地候補の面積、住居の分布、地形、土地利用（農耕地、空閑地、植林地等）等の情報も考慮された。

表 1 ゾーニングに用いられた情報

分類	ゾーニングに用いられた情報
絶対的制約 (除外条件)	地上 45m の風速が 6m/秒以下の地域、軍事エリア (防衛施設、訓練エリア、レーダー範囲等)、湖・貯水池、都市部、国立公園・優れた自然景観地域、世界遺産地域、国際的な自然保護エリア、国立自然保護区、40 度以上の傾斜地
調整可能な制約	法的制約のある公用地、民間飛行場、軍事的なテクニカルエリア・飛行場、レーダー範囲、地上波テレビ受信機、20 度以上 40 度未満の傾斜地、沿岸域の景勝地、古代遺跡、科学的に重要な地域、自治体の自然保護区、鳥類保護区、地方公園
系統接続	10km 範囲内に容量 100MW 以上の電気系統があるか

(出典：Facilitating Planning for Renewable Energy in Wales: Meeting the Target Final Report)

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

TAN 8 策定の初期段階で、関係機関（ウェールズ地方自治体協会、風力発電協会、環境保護団体、ウェールズ環境庁、大学、森林組合など）の代表者から構成される委員会が設置された。委員会は計 5 回開催され、委員会での協議を通して関係者間の合意形成が図られた。ゾーニング案に対するパブコメも実施された。

7. 補足事項

TAN 8 では、既存風力発電による景観への累積的影響の考え方が定性的に記述されており、累積的影響のガイドラインである「Guidance on the cumulative effect of wind farms (2005)」(Scottish Natural Heritage) が参照されている。

TAN 8 では計 7 箇所の SSAs が特定され、各 SSAs で風力発電の導入可能容量の推定値が示されている。全 SSAs の推定導入可能容量の合計値は、ウェールズ政府の 2020 年までの風力発電導入目標である 800MW を上回っている (図 2)。

Strategic Search Area	Capacity
A Clocaenog Forest	140MW
B Carno North	290MW
C Newtown South	70MW
D Nant-y-Moch	140MW
E Pontardawe	100MW
F Coed Morgannwg	290MW
G Brechfa Forest	90MW
Total	1120MW

図 2 各 SSAs の風力発電導入可能容量の推定値

(出典：Technical Advice Note 8)

海外事例 4：イギリス国（洋上）

1. 背景・目的

イギリスでは、2020年までにエネルギー消費の15%を再生可能エネルギーで賄うことを目標に掲げ、風力発電の導入拡大を図っている。イギリスにおける洋上風力発電事業は、2009年に始まったラウンド3と呼ばれる国が主導するプログラムの枠組みの中で行われる。ゾーニングはラウンド3の対象エリアを特定することを目的として実施された。同プログラムでは2020年までに25GWの発電容量を導入することを目標にしている。

2. ゾーニング策定主体

洋上風力のゾーニングは、クラウン・エステートと呼ばれる王室の資産を管理する機関が主導して実施した。当機関は、再生可能エネルギー開発のためにイギリスの大陸棚の開発権を事業者にリースする権利を持つ。

3. ゾーニングの効力

適地に選定されたエリアを対象に、風力発電事業のための開発権が入札にかけられる。ラウンド3では9つのエリアが適地に選定されている。

4. ゾーニング策定プロセス

ゾーニングマップの最終化までに、マップは3版作成された（図1）。数十のデータセットの解析により作成されたゾーニングマップ第1版をベースに、関係機関とのコンサルテーションが行われた。コンサルテーションを通して解析データの追加や重み付けなどが行われ、第2版が作成された。第2版が微修正（適地の境界線の調整）されたのち、ゾーニングマップが完成した。第1版は2008年6月、第2版は2008年9月、最終版は2009年7月に完成している。



図1 ゾーニング策定プロセス

（出典：ヒアリング等から作成）

5. ゾーニングに用いられた情報

ゾーニングマップに用いられた情報は、除外条件に関する情報（除外情報）、制約条件に関する情報（制約情報）、参照情報に分類される（表1）。除外情報と制約情報をGISでレイヤリングして適地候補を抽出し、さらにGISモデルに含まれない参照情報を評価した。除外情報が該当するエリアは適地候補から一律除外され、制約情報はクラウン・エステートや関係機関により基づき重み付けされてレイヤリングされた。参照情報は各適地候補の詳細情報やGISでの解析に向かない情報で、GISモデルでの解析とは別に評価された。

表1 ゾーニングに用いられた情報

分類	ゾーニングに用いられた情報
除外条件 についての 情報	海底ケーブル、パイプライン、系統連携線、英国大陸棚外の海底、ラウンド1・2の風力発電ファーム、風力発電ファームケーブル、ラウンド2のSEA対象域、風力計、資源採掘地、油田・ガス井に関する設備・安全帯、海底杭井、浚渫事業に関するエリア、養殖場、保全沈没船、海底トンネル、景観保全用のバッファー域、水深5m以下・60m以上のエリア
制約条件 についての 情報	水深（深度ごとに重み付け）、軍事エリア、軍事投棄物、使用されていない油田・ガス井、既権益が存在するエリア、科学的に重要なエリア、特別保全域（既存・候補）、国・自治体の自然保護エリア、海洋自然保護域、ラムサール条約対象域、世界遺産、使用されていないケーブル・パイプライン、船舶航行密度、港湾航行路、ダンピングサイト、ガス貯蔵エリア、ラウンド1の独占域、アンカーエリア、ブイ、観光船舶の航路、国定景勝地、自然景観
参照情報	グリッド接続の可能性、海洋哺乳類、保全域候補、重要生物生息域、ガス貯蔵エリア候補、魚類産卵地、海底地形、風速モデル、計画中のケーブル、民間航空のレーダー、魚巢、海洋自然保護域候補、CCSエリア候補、契約中の油田・ガス井、鳥類生息地、ヘリコプター基地ゾーン、計画中のパイプライン

（出典：Round 3 Offshore Wind Site Selection at National and Project Levels）

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

ゾーニングマップ第1版に対して関係機関とのコンサルテーションが行われ、マップの見直しが行われた。ゾーニングにおける主な関係機関として、国の省庁、ウェールズ政府、スコットランド政府、許認可機関、海洋・航空・環境に関わるステークホルダーが挙げられている。

7. 補足事項

開発権を落札した事業者は適地を独占的に調査することができる。ラウンド3で特定された適地は各々が比較的広範な面積を有しており、ひとつの適地に複数の風力発電ファームが建設されることもある（図2）。

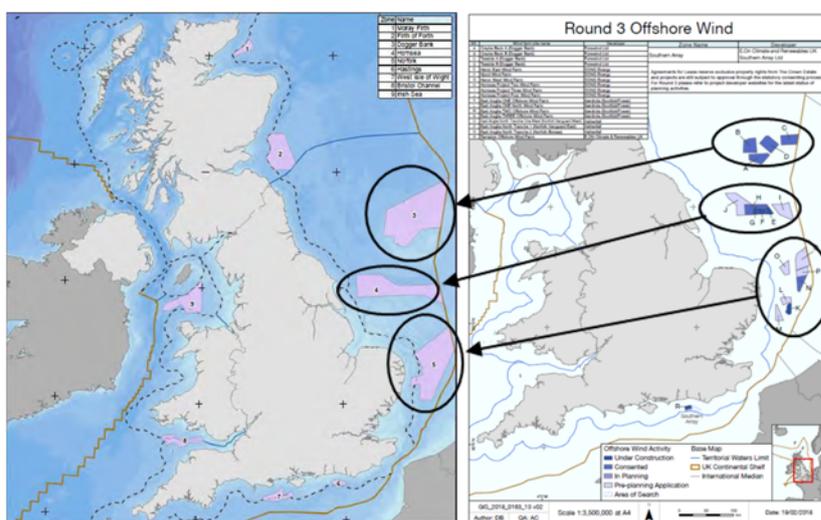


図2 適地マップ（左）と開発状況（右）

紫色で示される各適地にて（左側の図）、複数の風力発電ファームが建設中または計画中（右側の図）（出典：Identification of Round 3 Offshore Wind Zones、クラウン・エス・ステートウェブサイト）

海外事例 5 : デンマーク国 (洋上)

1. 背景・目的

デンマークでは、2020年までに電力消費量の50%を風力発電による電力でまかなうことを目標に掲げ、風力発電の拡大に取り組んでいる。洋上風力については国が適地選定（ゾーニング）を行い、適地の開発権を入札に付している。洋上風力のゾーニングは1997年に初めて行われ、これまで2007年、2011年、2012年にゾーニングが更新されている。

2. ゾーニング策定主体

デンマークエネルギー庁が主導して洋上風力発電のゾーニングが行われた。ゾーニングに際して設置される関係省庁等で構成される委員会もゾーニングに深く関わった。(6. 合意形成の手法・民衆参加方法参照)

3. ゾーニングの効力

事業の許認可プロセスには入札方式と一般方式の2種類がある。入札方式では、ゾーニングで特定された適地を対象に、開発権が入札にかけられる。一般方式では事業者自身がサイト選定をして事業申請することになるが、ゾーニングで特定された適地では事業申請することはできない。

4. ゾーニング策定プロセス

ゾーニングプロセスの概要を図1に示す。まず、GISで地図情報を重ね合わせ、風力発電の制約（物理的制約、環境保全上の懸念など）が少ないエリアを抽出した。抽出されたエリアについて事業性に関する情報を分析し、発電設備の推定建設コストや発電ポテンシャルから適地候補となるサイトを絞り込んだ。適地候補が絞り込まれたのち、委員会メンバーではない公的機関や関係自治体とコンサルテーションを実施した。ゾーニング案について関係機関・自治体との合意が得られたのち、パブコメが実施された。



図1 ゾーニング策定プロセスの概要

5. ゾーニングに用いられた情報

ゾーニングに用いられた情報を表1に示す。これらの情報は、委員会を構成する各関係省庁から提供された。風力発電の制約となる情報をマッピングして事業性評価（FS）を行うエリアを抽出し、FSによりサイトを絞り込んだ。主要な情報はゾーニングマップにも表示されている（図2）。

表1 ゾーニングに用いられた情報

分類	ゾーニングに用いられた情報
風力発電の制約事項に関する情報	船舶航路、海底ケーブル、軍事エリア、環境保全エリア、海洋生物の生息域、鳥類保護区、ラムサール条約対象エリア、資源採掘エリア、人工島、建造物とその安全帯、など
事業性に関する情報	風況、沿岸からの距離、水深、海底の状況、送電網への接続可能性など

(出典：Physical Planning of Wind Power より作成)

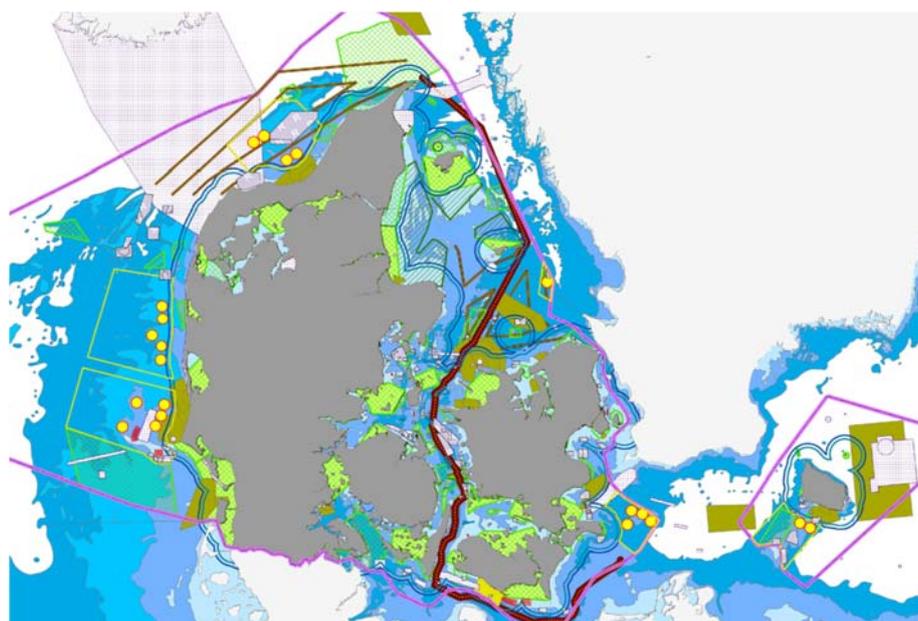


図2 洋上風力発電のゾーニングマップ

マップには軍事エリア（茶）、海洋生物の生息域（緑）、水深情報（水色～青）などが示されている。黄色い枠線はFSの対象エリアを示し、エリア内の黄色い丸は入札サイトを示す。

(出典：Physical Planning of Wind Power)

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

ゾーニングに際して、関係省庁で構成される委員会が設立された。委員会は環境、海事、海洋資源、景観、グリッド接続等に関する省庁や風力発電の専門家などで構成され、ゾーニングのクライテリア（重ね合わせる地図情報、事業性等）等を協議した。委員会で協議しながらゾーニングを行うことで、関係省庁間の合意形成が図られた。委員会メンバーでない関係機関や自治体とは別途コンサルテーションが実施された。

参考：地域との合意形成を促すための諸制度

デンマークでは、風力発電事業への地域の理解や関与を促すことを目的とし、事業サイト周辺の自治体や住民を対象とした複数の制度が存在する。これらの制度は再エネ促進を目的する国の法令にて整備／実施が定められている。ただし、ゾーニングと直接関連付けられてはいるわけではない。

【不動産価値の低下に対する補償】

風車の建設により周辺不動産の価値が低下する場合、事業者はその価値を補償しなければならない。高さ 25m 以下の風車の建設と、入札制度による洋上風力発電事業はこの規定から除外される。不動産価値の低下割合は公的機関が評価する。

【出資機会の提供】

事業者は、事業サイトから 4.5km 以内の 18 歳以上の住民に対して、事業への出資機会を提供しなければならない。最低でも権益の 20%を対象に出資を募る必要がある。上記住民への公募で出資枠が埋まらなかった場合、風車が立地する自治体の住民にも購入権が与えられる。入札制度による洋上風力発電事業には、この規定は適用されない。

【グリーンスキーム】

景観向上や再エネ促進のための自治体の取組みを支援する補助金が、国営系統運営企業により運用されている。補助金額は、申請対象の風車の発電量に応じて設定される。

【地域の風力発電事業者向けの補助スキーム】

地域の風力発電事業者が応募可能な補助金スキームが運用されている。地域事業者が行う事業の予備調査が補助の対象となる。

7. 補足事項

入札方式による洋上風力発電の事業形成プロセスには国が大きく関与する。ゾーニングにより適地とされたサイトでは、海底地形・地質、風況、波、潮流などについて国が詳細な調査を行う。これらの情報は入札プロセスで事業者に公開される。環境影響評価（EIA）は入札前に国により実施されるため、事業者は入札要件に沿って建設を行う限り追加的に EIA を行う必要はない。これらにかかる費用は開発権の落札者に請求される。これらの調査と平行して、国は変電設備や送電ケーブルの整備も行う。

海外事例 6 : オランダ国 (洋上)

1. 背景・目的

オランダでは、「持続可能な成長のためのエネルギー協約」(2013年)に基づき、最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに14%、2023年までに16%にする目標を掲げている。この目標達成のために、洋上風力の発電設備容量を2023年に4,450MW(3,500MW増)まで増強するとしている。

2. ゾーニング策定主体

洋上風力のゾーニングは、海洋利用計画の中で検討される。海洋利用計画は、新水法(Water Act)に基づき、建設・環境省が主体となって策定するが、計画検討にあたっては、建設・環境省、防衛省、経済省、文化省、外務省、財務省を含む北海部門間協議委員会で行われ、現在までに第1次海洋利用計画(2009-2015)、第2次海洋利用計画(2016-2021)が策定されている。

3. ゾーニングの効力

第1次海洋利用計画でBorssele、Ijmuiden Verの2地区が、また、2014年の第1次海洋利用計画の見直しにおいて、Coast of Hollland 及び To the north of the Wadden Islandsの2地区が適地として指定された。また、目標達成のための3,500MWは、Borssele 及び Coast of Hollland の一部の Zuid-Holland, Noord-Holland の3地区で計画することになった。

4. ゾーニング策定プロセス

2005年の空間計画政策文書において海域を含んだ空間計画が初めて検討され、これをもとに北海総合計画2005-2015が2005年に策定された。この中では、既存の海域の利用と、新たな事業である、風力や海砂採取、自然保護を考慮して計画された。その後、より戦略的に空間利用が図れるよう、第一次海洋利用計画が2009年に策定された。

5. ゾーニングに用いられた情報

北海総合計画2005-2015のゾーニングマップに用いられた情報は、既存情報として、船舶航路、軍事用エリア、海底油田・ガスの開発エリア、海砂採取エリア、海岸保全エリア、浚渫土処理、漁業、レクリエーション、海底ケーブル及びパイプラインが整理され、また、新たな利用エリアとして、洋上風力、埋立、海洋文化財、自然保護のエリアが整理された。

6. 合意形成の手法、民衆参加方法

海洋空間計画案は、環境管理法に基づき、公告された。また、策定にあたり、ステークホルダーとして政府関係機関及び主要海洋産業部門との協議、及び公開審査が実施された。計110のコメントが寄せられ、その内容は、海洋廃棄物や、漁法、海洋自然保護地区等に関するものであった。

7. 補足事項

洋上風力発電法（2015 年）に基づき、洋上風力発電所の建設に必要な条件（洋上風力発電のサイト選定、系統への接続と許可等）を政府が整備することとなった。また、落札事業者は、政府から建設に必要な補助金と建設の許可が同時に得られることとなった。

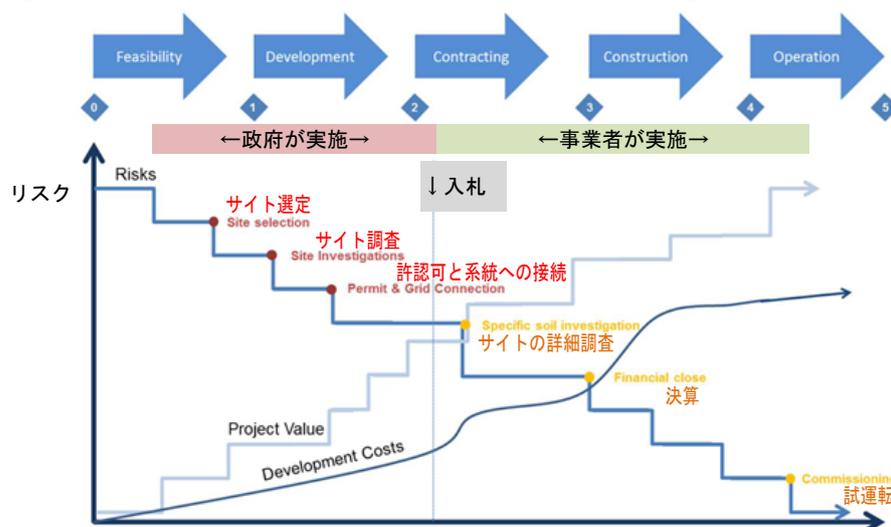
送電線の敷設について、法の制定前は事業者負担であったが、制定後は国（国营送電事業者：TenneT 社）が洋上に送電のためのプラットフォームを設置し、プラットフォームから陸上の送電施設までを敷設することとなった。事業者は、洋上風力発電所からプラットフォームまでの送電線の敷設を負担することで済む。

追加導入の 3,500MW 分のサイトについては政府により EIA が実施される。これに加えて、海底の状況や風速等基礎的な環境の情報についても政府が調査を実施しその結果を公表する。それぞれのサイトにおける個別に事業に入札する企業は、これらのデータを使用して、具体的な基礎構造や風車の配置検討等に活用することができる。このようにして、政府が洋上風力発電導入の初期のリスクを低減している。



出典：Policy Document on the North Sea 2016-2021 に加筆
 図1 海洋空間計画（風力発電）

Lessons: government reduces risks first stages



出典：Dutch offshore wind policy に加筆

図2 オランダ国の洋上風力発電事業の実施に係る政府によるリスクの低減

海外事例 7：フランス国サントル＝ヴァル・ド・ロワール州（陸上）

1. 背景・目的

フランスは、2020年までに最終エネルギー消費量の23%を再生可能エネルギーでまかなうことを目標に掲げている。フランスは27の州（region）で構成され、各州に風力発電計画の作成と風力発電適地の選定が求められている。これは国のグルネル II 法にて規定されている。

2. ゾーニング策定主体

各州における風力発電適地は州の風力発電計画にて特定される。適地内でのより詳細な空間計画は州を構成する県が策定する。ここでは、フランス中部のサントル＝ヴァル・ド・ロワール州が実施した、州レベルのゾーニング事例（陸上）について解説する。

3. ゾーニングの効力

州が選定した適地の中から、州を構成する各県が風力発電開発ゾーン（Wind Power Development Zones: ZDE）を設定する。事業申請は ZDE 外でも可能だが、ZDE 内での事業であることが FIT 適用の条件と法律で定められている。

4. ゾーニング策定プロセス

まず、事業上の制約や事業による影響が大きいエリアをレイヤリングし、適地候補となるエリアを抽出した。続いて、州の既存計画や県が所有する情報を確認し、他計画等との整合性を確認した。過去に承認または却下された事業計画の確認も行った。

5. ゾーニングに用いられた情報

ゾーニングに用いられた情報を表 1 に示す。基本的に 50 万分の 1 のスケールで認識できる地図情報のみが考慮された。より詳細な情報は、県が ZDE を策定する際に考慮されるべきとしている（7. 補足事項参照）。

表 1 ゾーニングで考慮された情報

項目	詳細
自然環境	州や県の資料から脆弱性が高いと考えられる地域を特定し、適地候補から除外。景勝地、広大な森林、主要な渓谷、鳥類特別保護区などを除外。
歴史的・文化的遺産	世界遺産を除外。その他の重要な地域は一律には除外されていないが、ゾーニングプロセスで考慮。
生物多様性	EU 指定の自然保護エリア（Natura 2000）を除外。
公衆の安全	軍事エリア、民間・軍の航空域、レーダーから一定の範囲、道路、鉄道、水路、集水域等を考慮
生活環境	住宅密集地を除外

（出典：サントル＝ヴァル・ド・ロワール州風力発電計画より作成）

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

関係機関とのコンサルテーションが実施された。ワーキンググループ形式で、ゾーニン

グにあたり考慮すべき情報等、ゾーニングのクライテリアが議論された。具体的な民衆参加方法は不明である。

7. 補足事項

同州の風力発電計画では、特定された 19 の適地（図 1）ごとにエリアの説明（風況、地形、景観特性など）、開発上の注意事項、配慮項目（遺産、自然環境など）、緩和策、導入可能容量が整理されている。また、自治体の ZDE 選定にあたり、表 2 の事項を考慮することを推奨している。

フランスにおける自治体の風力発電計画は 2010～2015 年にかけて策定されたが、住民等の訴訟により多くの州で無効化された（計画策定時の手続き上の不備が無効化の要因といわれる）。2015～2016 年に州の再編が行われており、これにあわせて州計画の改定が行われている。

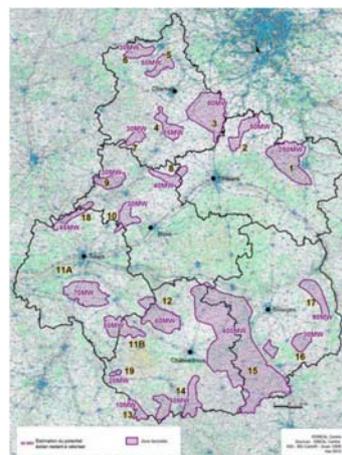


図 1 ゾーニングマップ

（出典：サントル＝ヴァル・

ド・ロワール州風力発電計画）

表 2 ZDE の選定において推奨される検討事項

項目	推奨される検討事項
景観と文化遺産の保護	ZDE 候補地周辺 10km 程度の景観と文化遺産の調査・視認性等の評価
生物多様性の保護	・コウモリへの影響リスクの分析・緩和策の検討(先行研究の参照を推奨) ・生態学的に重要な地域、森林環境、地域の自然公園、ラムサール条約対象湿地への影響の分析
安全	レーダー調整エリアの考慮（民間航空局との協議を推奨）
考古学的遺産	考古学的遺産の考慮（考古学関連部署との協議を推奨）
事業性	・風況分析 ・公共電力網への系統接続の可能性の検討 ・ZDE 候補地内や周辺に存在する変圧ステーションや蓄電設備の有無・規格等の確認

（出典：サントル＝ヴァル・ド・ロワール州風力発電計画より作成）

海外事例 8 : スウェーデン国ヴェステルノールランド県エーンショルツビーク市 (陸上)

1. 背景・目的

スウェーデンでは、県 (Landsting) を構成する市 (Kommun) のレベルで空間計画の策定が義務付けられている (風力発電適地の特定は義務付けられていない)。国も風力発電適地を含むゾーニングを行っているが、拘束力はないため、自治体は独自にゾーニングを実施している。

エーンショルツビーク市は、風力発電と環境、景観、住民生活等の保全の両立を目指し、2008 年に風力発電に関する空間計画を策定した。計画では風力発電の導入目標値は設定されていない。

2. ゾーニング策定主体

エーンショルツビーク市の計画当局がゾーニングを主導し、議会が計画を承認した。2007 年のゾーニングマップでは、陸域で 12 のエリアが適地とされている。

3. ゾーニングの効力

風力発電適地とされたエリア以外では、風力発電事業は認可されない。ゾーニングに法的拘束力があるわけではないが、適地以外のエリアで事業申請が出された場合は、適地外での事業であることを理由に当局が申請を却下している。ただし、適地の境界に柔軟性を持たせているため、境界線の外側でも事業が認められる可能性がある。(7. 補足事項参照)

4. ゾーニング策定プロセス

同市では、2007 年秋にゾーニング作業を開始した。2008 年夏にゾーニング案について関係機関とコンサルテーションを実施し、更新作業を経て同年秋にパブコメを実施した。ゾーニング案は 2 ヶ月間のパブコメの後、2008 年冬に議会に提出され、承認を受けた。

5. ゾーニングに用いられた情報

風況条件 (6.5m/秒以上) を満たすエリアを対象に、表 1 のクライテリアに基づきエリアの絞り込みが行われた。クライテリア 1 に該当するエリアは一律適地候補から除外され、クライテリア 2 に該当するエリアは関係者との協議により適地に含めることの可否が検討された。変電所・道路・港湾へのアクセス性、送電網への接続可能性など、事業性に関する事項も考慮された。

表 1 ゾーニングに用いられた情報

クライテリア	ゾーニングに用いられた情報
1 一律適地候補から除外するエリア	軍事エリア、空港、自然保護域、E4 号線 (幹線道路) 以東のエリア、住居からの距離 1,000m 以内のエリア
2 要注意エリア	国が風力発電以外の用途を推奨しているエリア、遊牧民の生活エリア、生態学的に重要なエリア、自然環境 (猛禽類、コウモリ、重要なビオトープ等) への影響が懸念されるエリア

(出典：エーンショルツビーク市提供資料より作成)

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

コンサルテーションやパブコメに加え、ゾーニングの各段階で関係機関と個別協議を実施し、適地の絞込みを行った。自然環境への影響に関する情報提供や助言では、自然保護団体が大きな役割を担った。特に影響を受けると考えられる自治体に対しては個別に説明会が行われた。同市の風力発電計画には、ゾーニングプロセスにて表 2 のステークホルダーと特に重要な協議がなされたとある。

表 2 ゾーニングプロセスにおける特に重要なステークホルダー

分類	ステークホルダー
行政機関等	市の環境部局、県の関係部局、市内の自治体
団体等	自然保護団体、スウェーデン教会、コンサルタント
利害関係のある企業・個人等	系統運営者、土地所有者、特定地域の市民

(出典：エーンショルツピーク市風力発電計画より作成)

7. 補足事項

ゾーニングマップにおける適地の境界には実線で示されるものと、点線で示されるものがある(図 1)。実線の外側では風力発電事業は認可されないが、点線の外側では事業が認められる可能性がある。点線境界からどれほど外側まで事業が可能かといった定量的な基準は設定されていない。

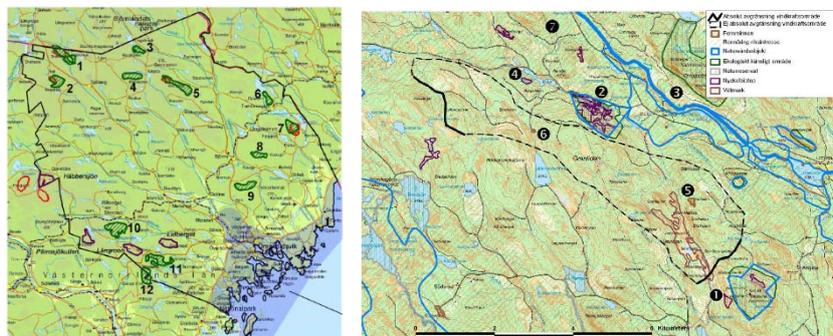


図 1 ゾーニングマップ(左)と適地の拡大図(右)

適地の拡大図では、適地の境界が実線と点線で示されている。拡大図には、重要な自然環境(青線)、湿地(茶線)、重要なビオトープ(紫線)などが補足情報として表示されている。(出典：エーンショルツピーク市風力発電計画)

海外事例 9 : スウェーデン国 (陸上/洋上)

1. 背景・目的

スウェーデンでは、国内エネルギー消費量における再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 50%とする目標を掲げ、風力発電を推進している。風力発電量の目標として、2020 年までに年間 30TWh (20TWh を陸上、10TWh を洋上) を掲げている。

2. ゾーニング策定主体

スウェーデンエネルギー庁が国土全域を対象に、陸上及び洋上で適地を選定した。同庁は風力発電を含む再生可能エネルギーの普及促進を担う政府機関である。自治体によるゾーニングも実施されているが (7. 補足事項参照)、ここでは同庁によるゾーニングについて解説する。

3. ゾーニングの効力

エネルギー庁によるゾーニングは自治体や事業者に対して拘束力を持たない。同庁が選定した適地は国としての推奨地域という位置づけである。

4. ゾーニング策定プロセス

最新のゾーニングは、2008 年に策定されたゾーニングを改定する形で 2013 年に策定された。2008 年以降に更新された風況、海域の水深、住宅の分布等の情報を再評価し、2008 年のゾーニングを更新した。

5. ゾーニングに用いられた情報

表 1 の基準に沿ってゾーニングが行われた。国立公園や自然保護区等を適地候補から除外し、残ったエリアについて陸上、洋上それぞれの基準を適用して適地を絞り込んだ。

表 1 ゾーニングに用いられた情報

情報		基準
共通	国立公園、自然・文化財保護区、保全対象の沿岸域、保全対象の山域、EU 指定の自然保護域 (Natura 2000)、	該当するエリアは適地候補から除外
陸上	風速	高度 100m で年間平均風速 7.2m/秒以上
	エリア面積	エリア面積が 5km ² 以上
	住宅との距離	800m 以上
洋上	風速	高度 100m で年間平均風速 8.0m/秒以上
	エリア面積	エリア面積が 15km ² 以上
	水深	水深 35m 以下

(出典 : Riksintresse vindbruk 2013 より作成)

以下の各エリアは適地候補から除外されていないが、自治体の計画策定時や事業計画段階で考慮されるべきとされている。

- 軍事エリア
- 自然保全エリア
- ラムサール条約の対象湿地
- 漁業エリア
- 海岸シェルター
- 生物保護区
- 交通網（道路、空港、港湾）
- 自然・文化遺産
- 世界遺産
- ビオトープ保護区
- 鳥類保護区
- 景観条約対象域

6. 合意形成の手法・民衆参加方法

地域の環境裁判所（EIA の許認可機関）との協議や、自治体とのコンサルテーションが行われた。ゾーニングプロセスにてパブリックコンサルテーションは実施されていない。

7. 補足事項

風力発電による鳥、コウモリ、トナカイ及び騒音への影響が大きいと考えられており、環境保護庁とエネルギー庁が連携して研究を進めている。

スウェーデンでは自治体に土地利用計画の策定が義務付けられており、陸上風力については自治体独自にゾーニングを実施している例が多い。自治体がゾーニングを行う際に、国のゾーニング（図1）も参照される。



図1 ゾーニングマップ

紫色のエリアが適地

(出典：Riksintresse vindbruk 2013)

2. 国内事例

2.1 ゾーニング先行事例

事例 1：秋田県（洋上）

事例 2：岩手県（陸上）

事例 3：北海道岩内町（陸上・洋上）

事例 4：徳島県鳴門市（陸上）

2.2 公募事例

事例 1：福岡県北九州市（洋上）

事例 2：秋田県（洋上）

事例 3：新潟県村上市（洋上）

事例 4：秋田県

2.3 立地規制ガイドライン・条例

事例 1：愛知県田原市

事例 2：静岡県富士宮市

国内 ゾーニング事例 1：秋田県（洋上）

1. 背景・目的

秋田県では更なる風力発電導入及びそれに伴う雇用創出を図るため、平成 25 年 7 月に「あきた沖合洋上風力発電研究会」を発足させ、洋上風力導入の課題整理・基本方針等の検討を行い、さらに平成 26 年 5 月に「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」を設置し、港湾区域を除く一般海域（沖合）における洋上風力発電導入の課題と方向性等の整理、関係団体との共通理解・関係醸成を図りながら平成 27 年 1 月に秋田県の一般海域（沖合）における洋上風力発電に適した「候補海域」が示された。

2. ゾーニング策定主体

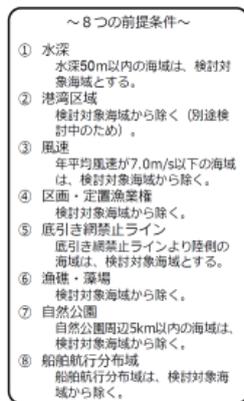
1.背景・目的で前述の通り、「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」が策定主体となった。

3. ゾーニングマップの活用

秋田県では、平成 27 年 1 月に着床式洋上風力発電に適した「候補海域」（約 351km²）を設定・公表した。その後、複数の事業者が候補海域内での洋上風力発電の環境影響評価手続きを開始した。

4. ゾーニング策定プロセス

(1)「検討対象海域」の提示（H25 年度）
平成 25 年度に沿岸市町村、漁業関係者等の海域利用者及び電力会社・金融機関等が参加する研究会（あきた沖合洋上風力発電研究会）を立ち上げた。同研究会の成果報告会において、平成 26 年度における具体的な調査・検討の対象となる「検討対象海域」を提示した。



(2)「候補海域」の公表（H26 年度）

「あきた沖合洋上風力発電導入検討委員会」を立ち上げ、前年度の結果を踏まえつつ、水深の条件を 30m 以内と変更し、新たに計 351km²を「候補海域」として公表した。また、漁業関係者をはじめとする海域利用者からのヒアリングにより、候補海域内の現状を整理し、「事業化に当たり精査が必要な項目」として設定をした。（下図参照）

5. ゾーニングに用いた情報

ゾーニングに用いた情報は、以下のとおりである。

分類	情報の内容
風況条件	年平均風速 (7.0m/s 以上)
自然条件	水深 30m 以内
社会条件	港湾区域、区画・定置漁業権区域、漁礁・藻場、船舶航行分布域を除く 底びき網禁止ラインの内側 自然公園区域周辺 5km を除く

○ゾーニング結果

(洋上)

沖合洋上風力発電の候補海域
(合計面積：約351km²)



- 候補海域の条件**
- ① 水深30m以内
 - ② 港湾区域を除く
 - ③ 年平均風速7.0m/s以上
 - ④ 区画・定置漁業権区域を除く
 - ⑤ 底びき網禁止ラインの陸側
 - ⑥ 魚礁・藻場を除く
 - ⑦ 自然公園周辺5kmを除く
 - ⑧ 船舶航行分布域を除く

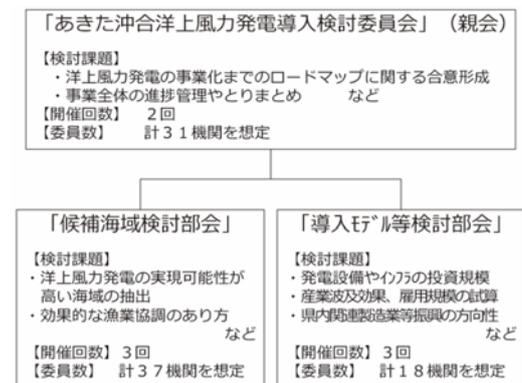
- 事業化に当たり精査が必要な項目**
- ① 漁業
 - ② 成育場・産卵場
 - ③ 種苗放流
 - ④ 航行安全・マリンレジャー
 - ⑤ テレビ等の電波

洋上風力の候補海域として、8つの条件を満足するエリアが約351km²抽出された。

6. 合意形成の手法

平成 25 年度には、沿岸市町村、大学、経済団体、漁協等海域利用者、電力、金融機関及び県で構成する合同の「あきた沖合洋上風力発電研究会」を立ち上げ、導入に向けた課題や方向性を整理（研究会を 2 回開催）するとともに、国内外の洋上風力発電の先進事例調査（先進事例調査を 2 回実施）などを行い、関係団体等との共通理解の醸成を図った（報告会を開催、活動状況のまとめと進め方について報告）。

平成 26 年度は、前年度の検討体制を維持し、ヒアリングや各種調査検討を進め、実現可能性が高い候補海域や具体的な導入モデルなど、本県沖を対象とする具体的なケーススタディーを行った。



平成 26 年度の沖合洋上風力発電の検討体制

出典：

- 「一般海域における利用調整に関するガイド（初版）」（平成 29 年 3 月 31 日、資源エネルギー庁）
- 「秋田県における風力発電の導入拡大を通じた産業振興について」（2014 年 Vol. 38, No. 1、日本風力エネルギー学会誌）

国内 ゾーニング先行事例 2：岩手県（陸上）

1. 背景・目的

岩手県では、平成 24 年 3 月に策定した「岩手県地球温暖化対策実行計画」において、省エネと創エネで築く「低炭素社会の実現」を目指していく。

県の再生可能エネルギーの賦存量は、総務省の「緑の分権改革」推進会議の推計において全国 2 位となっており、特に風力のポテンシャルが高くなっている。

したがって、風力発電の導入を一層促進していくため、導入可能性が高い地域を示し、事業化に向けた取組を進めていくことを目的とするものである。

2. ゾーニング策定主体

県環境生活部環境生活企画室が風力発電導入構想策定業務として、平成 26 年度に実施した。

3. ゾーニングマップの活用

(1) 県公式ホームページ及びいわて再生可能エネルギーポータルサイトで PR を行うとともに、企業訪問等により選定地域の周知を図っていく。

(2) 県と市町村の情報共有の場（導入構想連絡会等）を設け、円滑な立地を支援していく。

(3) 市町村と事業者が連携・協力し、地域に根ざした風力発電の導入を促進していく。

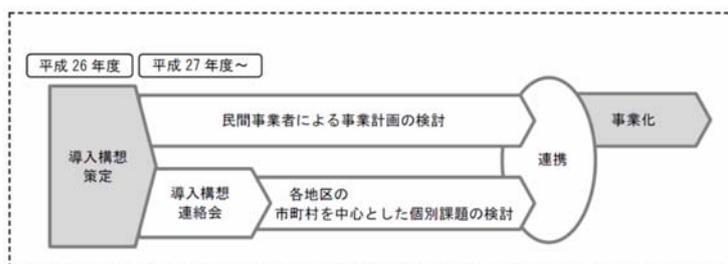


図 14 導入構想策定後の取組イメージ（推進体制の構築方法）

4. ゾーニング策定プロセス

岩手県導入支援マップなど既存公表資料や、受託者の有する知見、学識経験者へのヒアリング等をもとに、風況や環境影響評価の対象項目への影響等を考慮し、風力発電（3 地域合計で 100MW 規模以上を目安とする）の導入可能性が高いと考えられる地域を調査対象地域として 3 地域設定し、概略計画案（風車の最大設置範囲、想定搬入ルート及び送電線への想定接続箇所並びに主要な法規制等の整理）を作成した。

5. ゾーニングに用いた情報

ゾーニングに用いた情報は、以下のとおりである。

分類	情報の内容
風況条件	年平均風速（地上高 80m、5.5m/s 以上）
社会条件	土地利用規制等：都市地域、自然公園地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、森林地域、埋蔵文化財の包蔵地、重要文化的景観、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、景観計画区域、港湾区域 事業性：送電線、輸送路
環境	希少猛禽類の生息状況、

○ゾーニング結果

（陸上）

年平均風速 5.5m/s(地上高 80m)以上の地域を抽出後、自然公園等の土地利用規制区域や希少猛禽類への影響範囲を除外したうえで、大規模な風力発電の導入可能性が高い地域として、次の3地域4地区を選定した。

ア 二戸地域（稲庭高原周辺地区）

- ・稲庭高原周辺に点在する牧野への設置を想定

イ 二戸地域（折爪岳北側地区）

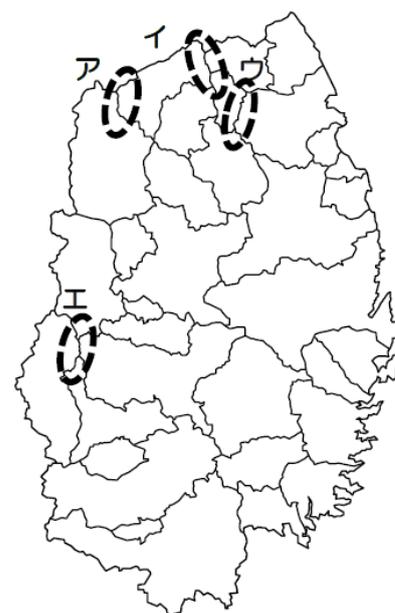
- ・折爪岳北側の尾根への設置を想定

ウ 久慈地域（山形基幹牧場周辺地区）

- ・山形基幹牧場を中心とした尾根への設置を想定

エ 花巻西部地域（中山峠周辺地区）

- ・将来的な候補として、花巻市と西和賀町の境にある中山峠とその周辺の尾根への設置を想定、選定



導入可能性の高い地域

6. 合意形成の手法

(1) 調査地域説明会

円滑な調査実施のため、調査対象地域のうち特に導入可能性が高いと考えられる2地域の周辺住民等を対象に、調査の目的、内容及び概略計画案等についての説明会を開催し、理解促進を図った。

(2) 意見交換会

風力発電事業者との意見交換会（H26.9.24(水)）において、各種条件で整理した情報をもとに意見交換が行われた。

(3) 業務成果報告会

導入構想を推進するため、発電事業者等を対象に、本業務の成果についての中間報告会（H27.2.12(木)）を県内で開催した。

出典：「岩手県風力発電導入構想」（平成27年3月、岩手県）

「風力発電導入構想策定業務委託報告書」（平成27年3月、岩手県・国際航業株式会社）

7. その他

県では、発電事業者等を対象とした 6. (3) の中間報告会の終了後に、具体的事業化に向けた推進体制の構築や、公募等の進め方を検討していたが、県の方向性がまとまる前に、発電事業者が現地調査等を始めており、導入構想を契機とした民間主導の導入が進んだ面もあるが、事業者が重複したことにより、ほぼ同じ地域で環境アセスメントが進められるなどの影響があった。

また、本県では問題となっていないが、導入適地を公表することは、計画性が低い発電事業者の導入が容易となる側面もあり、公募も含めた地域の意向をふまえた形での導入が進むような仕組みが必要である。

国内 ゾーニング先事例 3：北海道岩内町（陸上・洋上）

1. 背景・目的

岩内町では、風力発電の秩序だった土地利用や開発の促進、地域振興、地域と事業者の調和のため、平成 27 年度にゾーニングを実施した。対象範囲は、陸域は岩内町敷島内地区及び野東地区、海域は岩内郡漁業協同組合単有の共同漁業権海域としている。

2. ゾーニング策定主体

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室の洋上風力発電理解促進事業の一環として、岩内町でゾーニング（陸上・洋上）の実証事業を実施した。

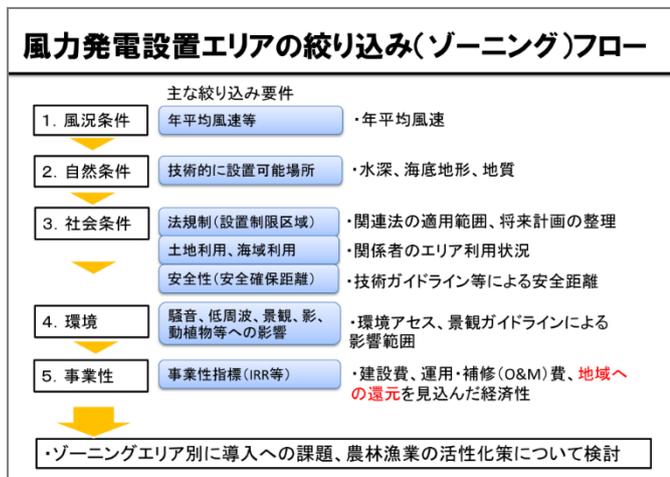
3. ゾーニングマップの活用

ゾーニング結果（マップ）を町の HP にて公表し、また、随時情報発信していくことにより、当町の取り組みを広くアピールしていく、としている。また、地域関係団体との連絡協議を密にすることにより、当地域での風力発電事業の受け入れ体制を強化し、スムーズな導入実現に向けて進めていく、としている。

マップは、安全や環境面の法規制等に係る項目を加味し、陸上風力は 3 段階、洋上風力は 4 段階で評価している。

4. ゾーニング策定プロセス

岩内町におけるゾーニング検討プロセスを右図に示す。風況条件の良いエリアのうち、自然条件や社会条件から物理的に設置可能なエリアを絞り込み、さらに環境配慮の視点から絞り込みを行い、事業性を検討する流れとなっている。



5. ゾーニングに用いた情報

ゾーニングに用いた情報は、以下のとおりである。

分類	情報の内容
風況条件	年平均風速
自然条件	洋上：水深、海底地形、地質 陸上：地形
社会条件	法規制（設置制限区域）：自然公園等 土地利用：農業振興地域（農用地、農用地以外）、観光地、住宅、道路等 海域利用：港湾区域、漁業（定置網、曳き網、養殖等）、航路、海洋深層水取水 等 安全性：技術ガイドライン（国土交通省）等による安全距離
環境	騒音・低周波・景観：住宅から 500m 以内の範囲、景勝地

○ゾーニング結果

(陸上)

岩内町の敷島内地区、野東地区を対象にゾーニングを行った。

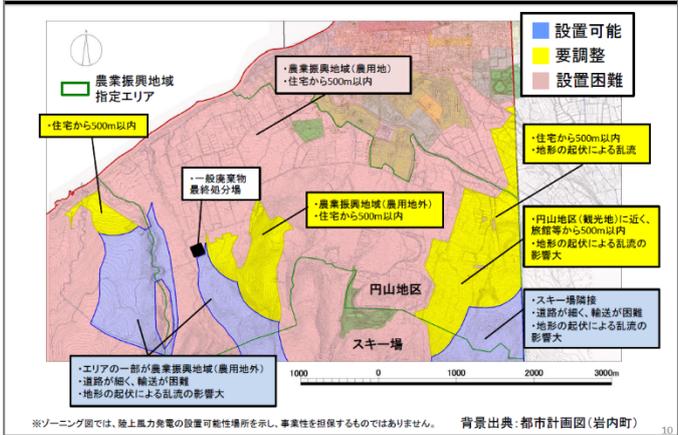
法制約、安全上の設置規制（土砂災害危険地域等）、環境面（騒音、景観等）や事業性に関する項目を加味して、“設置可能”、“要調整”、“設置困難”と3段階で陸上風力発電の設置可能性を色分けで示している。

(洋上)

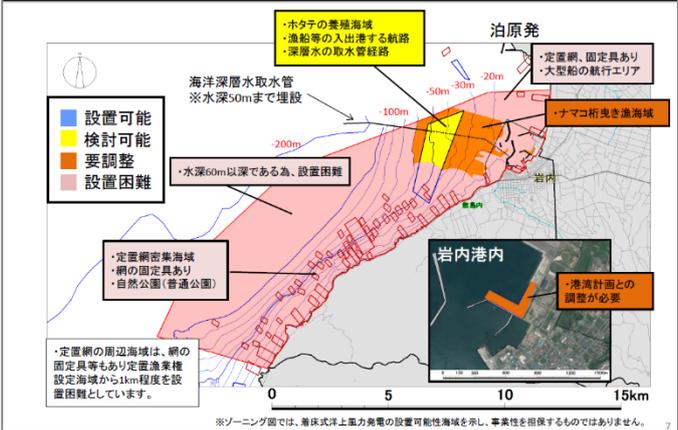
岩内郡漁業協同組合単有の共同漁業権海域を対象海域として着床式洋上風力発電を対象としたゾーニングを行った。

法制約、航行安全等を考慮した設置可能海域を絞り込み、次いで海域利用状況、環境、事業性に関する内容を加味して、“設置可能”、“検討可能”、“要調整”、“設置困難”と4段階で洋上風力発電の設置可能性を色分けで示している。

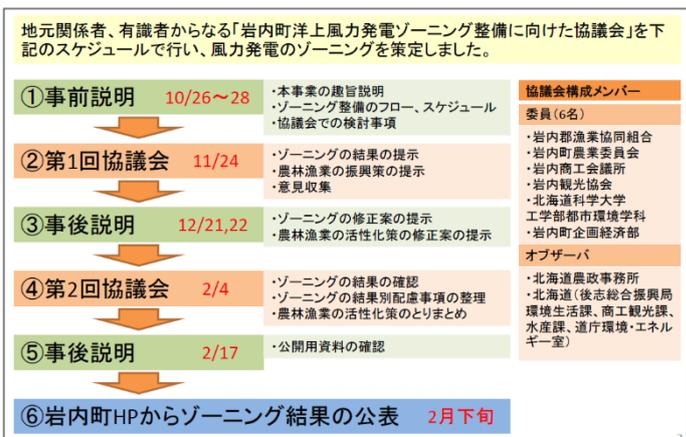
4.ゾーニング結果(陸上風力発電)



4.ゾーニング結果(洋上風力発電)



6. 合意形成の手法



岩内町では、地元関係者、有識者からなる「岩内町洋上風力発電ゾーニング整備に向けた協議会」を左記のスケジュールで行い、風力発電のゾーニングを策定している。

協議会構成メンバーは、町内の漁業・農業・商工会・観光等の関係者と学識経験者から構成されている。

出典：「岩内町風力発電ゾーニング整備に向けた協議会」（平成28年2月、岩内町）
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/wp-content/uploads/2015/11/zoning.pdf>
 「岩内町風力発電ゾーニング結果」（平成28年2月、岩内町）
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/administration/zoningkekka.pdf>

国内 ゾーニング先行事例 4：徳島県鳴門市（陸上）

1. 背景・目的

鳴門市においては、太陽光や風力などの自然エネルギー資源が豊富である一方で、瀬戸内海国立公園をはじめとした豊かな自然環境に恵まれており、こうした環境と調和した再エネの導入が求められる。そこで、地域の自然・社会環境に過度な負担を与えない再エネの立地可能な場所を明確にするため、陸上風力を対象にゾーニングを実施。この結果を活用することで、次に示す2点の成果を得ることを目的としている。

- (1) 地域の自然・社会環境との調和を踏まえた再エネ（陸上風力）の導入を図る、鳴門市のエネルギー導入計画の策定を促す。
- (2) 地域での事業計画において、事業者と地域住民がよりよい開発になるような対話を促す。

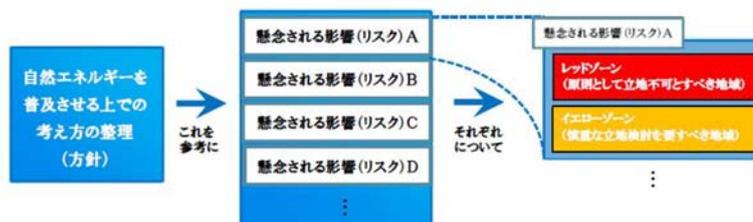
2. ゾーニング策定主体

以下の4団体を中心に、地域内外の幅広い有識者・住民の協力を経て、検討を行った。検討期間は2014年6月～2017年3月である。

- ・ 鳴門市（自治体）
- ・ エコみらいとくしま（環境団体）
- ・ 徳島地域エネルギー（事業者）
- ・ WWF ジャパン（環境団体）

3. ゾーニングマップの活用

地域で計画されていた風力発電事業の事業者との対話で活用



4. ゾーニング策定プロセス

海外のゾーニング事例を参考に、以下に示す手順でゾーニングを進めることとした。



図 鳴門市における陸上ゾーニングの検討プロセス

5. ゾーニングに用いた情報

ゾーニングでは、以下の10個の影響項目に焦点をあてて検討を進めた。

鳴門での陸上風力発電施設を立地する際に挙げた 10の影響項目

1	構造物損壊	風車が稼働している際に、事故や故障等により、風車設備の一部(構造物)が欠損し、落下あるいは飛散することで、周辺地域に物理的被害を与えうる可能性
2	騒音	風車が稼働することで、風車施設から発生する音、ならびに回転するブレードにより発生する影の周期的変化による視覚現象が、周辺住民の健康に影響を与えうる可能性
3	シャドウフリッカー	
4	バードストライク	風車が建設されることで、飛翔する鳥類が衝突し、死傷する個体が発生する可能性
5	動植物	風車が建設されることで、周辺に生息する動植物の生息地が消失するなどし、生息個体数が減少する可能性
6	景観	風車が建設されることで、周辺の視覚的環境を変化させ、周辺住民等に心理的影響を与え得る可能性
7	文化	風車の建設による地形改変等により、地域での文化的な活動(レクリエーションなど)を営む場が消失、もしくはその利用が困難になる等の影響を与え得る可能性
8	資産価値	風車が建設されることによる景観を含む周辺環境の変化が、当該地周辺への居住希望の低下につながり、延いては当該地周辺の地価や不動産等の資産価値の低下を起し得る可能性
9	災害	風車が建設されることで、周辺の地勢が変化し、新たに開発地周辺での局地的な災害を誘発する可能性
10	地場産業	風車が建設されることにより、鳴門市における主要産業の生産に影響を起し得る可能性(生産量の低下など)

○ゾーニング結果

(陸上)

本ゾーニング(適地評価)の結果を以下に示す。

自然環境・社会環境への負担度合に応じて、主に以下の3段階で表示される。

個別の影響評価項目		レッドゾーン (原則として立地不可とすべき地域)	オレンジゾーン (極めて慎重な検討を要すべき地域)	イエローゾーン (慎重な検討を要すべき地域)
1	災害	(1) 砂防指定地 (2) 地すべり防止区域 (3) 急傾斜地崩壊危険区域 (4) 土砂災害特別警戒区域 (5) 保安林地区	—	(1) 土石流危険渓流 (2) 土石流危険区域 (3) 地すべり危険箇所 (4) 急傾斜地崩壊危険箇所 (5) 土砂災害警戒区域 (6) 崩壊土砂流出危険地区 (7) 山腹崩壊危険地区
2	騒音	(1) 阿讃山脈近郊の住宅地ならびに、 主要な学校・病院・福祉施設等から半 径600m	—	—
3	シャドウフリッカー			
4	景観	(1) 阿讃山脈南陵 (2) 国立公園(全域)	—	(1) 県立自然公園(全域)
5	バードストライク	(1) 渡り鳥のうち、特にサンバ・ノスリの 秋季の渡りの飛翔密度が高い場所	(1) 渡り鳥の秋季・春季の渡り の飛翔密度が高い場所(左記 を除く)	(1) 渡り鳥の秋季・春季の渡りの飛翔 密度が高い場所の周辺500m
6	動植物	(1) 阿讃山脈ならびに周辺における重 要種の生息域 (2) 鳥獣保護区	—	(1) 阿讃山脈ならびに周辺における 重要種の生息地に影響を与え得る場 所
7	構造物損壊			
8	資産価値	—	—	—
9	文化			
10	地場産業			

(※) 7～10(構造物損壊、資産価値、文化、地場産業)については、評価検討の結果、レッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーンを設けないこととなった。そのため評価図はない。

また、これらの10項目の検討結果を重ねた最終的な評価結果を右図に示す。

- 赤色：原則開発不可とするべき場所
(レッドゾーン)
- 橙色：極めて慎重な開発検討を要する場所
(オレンジゾーン)
- 黄色：慎重な開発検討を要する場所
(イエローゾーン)

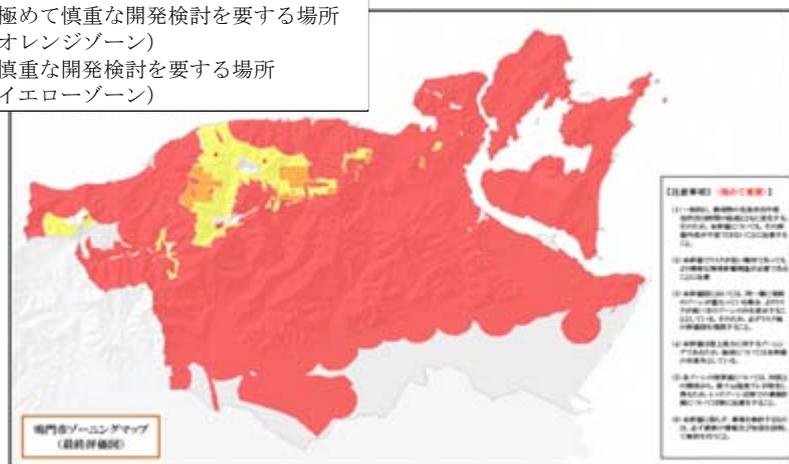


図1 ゾーニング(適地評価)の結果

6. 合意形成の手法

協議会の構成メンバーである4者は、“自然エネルギーの推進を図りつつも、その導入に伴う影響を最小化するという両立を果たす”検討が可能となるようにするため、異なる視点をもつメンバーにより構成している。①地域に精通している行政の立場から、地域の目線での意見を述べるため鳴門市が、②地域における自然エネルギーの導入事情に精通し、事業者の目線で導入促進への現実的な意見を述べるため徳島地域エネルギーが、③地域で環境活動を進める団体として、非事業者としての意見を述べるためエコみらいとくしまが、④地域以外の目線で環境保全上の意見を述べるためWWF ジャパン（兼ファシリテーターとして）が、協議会を構成している。またこれら常時協議に参加する主要関係者にくわえ、協議内容に応じて、有識者や地域住民を招請して、地域の意見を収集している。

出典：

「陸上風力 ゾーニングマップ 根拠資料（概要編）」(2017年5月、鳴門ゾーニングプロジェクト協議会)
 「持続可能な自然 エネルギーの普及に向けた地域による」ゾーニング“の取り組み”(2017年5月31日、WWF ジャパン)

響灘洋上風力発電施設

(1) 公募資料の内容

1) 目的

北九州市では、響灘地区の有するポテンシャルを生かし、「風力発電関連産業の総合拠点」の形成などを目指して、平成 22 年度から「グリーンエネルギーポートひびき」事業を推進している。これまでの取組みを通じて、風力発電関連産業の集積が進んでいるが、この取組みをさらに進めるため、北九州港港湾区域で洋上風力発電施設を設置・運営する事業者を公募した。

2) 区域、規模等

項目	内容
当該公募対象施設等のための港湾区域の占用区域	福岡県北九州市若松区響町地先 2, 687ha
事業規模	総出力 5 万 kW 以上
港湾区域の占用開始の時期（建設開始時期）	平成 33 年 4 月 1 日以降
公募占用計画の認定の有効期間	20 年

3) 審査の視点

- ・第 2 段階では、第 1 段階の審査を通過した全ての公募占用計画について評価を行う。
- ・評価に当たっては、下記のア～オに示された事業実施の確実性を評価し、その確実性が認められた上位の公募占用計画について、カの「港湾、地域への貢献」の評価点を加える。

項目	内容
第 1 段階： 公募占用計画の審査 (港湾法第 37 条の 5 第 1 項)	①公募占用指針との適合性の審査 ②港湾の利用等に支障を与えないものであることの審査 ③公募対象施設及び維持管理の方法に関する基準との適合性の審査 ④公募占用計画の提出者の審査（技術力の基準、資金調達能力の基準）
第 2 段階： 公募占用計画の評価 (港湾法第 37 条の 5 第 2 項)	ア. 事業の実施方針（60/300 点） イ. 事業の実施体制（60/300 点） ・公募占用計画提出時の体制 ・事業実施時の体制について ・資金調達の体制 ウ. 計画内容の具体性、実現可能性（40/300 点） エ. 港湾の開発、利用及び保全への配慮（20/300 点） オ. 占用料の額、資金計画、収支計画（20/300 点） カ. 港湾、地域への貢献（100/300 点）

4) 公募時の提供情報

港湾計画図、洋上風力発電に係る自然環境調査などについて、漁業権に関する資料等
※地盤-海洋台帳、風況など-NEDO ホームページ、海底テーブル等の設置位置図-海図等は、応募者において確認しておくものとする。

(2) 公募の流れ

1) スケジュール

項目	日程
第1回評価・選定委員会	平成28年8月3日
公募占用指針の配布	平成28年8月19日～10月18日
公募説明会	平成28年9月7日
公募占用計画の受付	平成28年10月3日～10月18日
審査・評価・選定	平成28年10月19日～平成29年2月14日
第2回評価・選定委員会	平成28年12月14日
第3回評価・選定委員会	平成29年1月13日
第4回評価・選定委員会	平成29年1月24日
選定結果公表	平成29年2月15日

2) 審査委員

区分	所属
有識者	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻 教授
	独立行政法人 経済産業研究所 上席研究員
	一般財団法人 みなと総合研究財団 理事長
	九州共立大学 名誉教授
	早稲田大学商学学術院 講師
	北九州市立大学国際環境工学部 教授
	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所港湾空港技術研究所 海洋研究領域 海洋利用研究グループ長

(3) 事業者の選定結果

1) 事業者の概要

項目	内容
事業者	ひびきウインドエナジー株式会社 (代表企業) 九電みらいエナジー株式会社 (構成企業) 電源開発株式会社、株式会社北拓、西部瓦斯株式会社、株式会社九電工
事業実施想定地域	福岡県北九州市若松区響灘「再生可能エネルギー源を活用する区域」 約2,700ha
事業規模	総出力22万kW程度 (5MW級で最大44基程度)

2) 事業者による事業実施方針

- ・風力発電事業や海洋工事等の各分野で豊富な知見を持ち、北九州市において地域密着の事業を展開する地元連合でコンソーシアムを構成。
- ・事業期間を通じて、地域の方々のご理解を得るとともに、地域経済の発展に貢献するよう努め、北九州市の事業である「グリーンエネルギーポートひびき」事業の実現を目指す。
- ・公募水域の全域を対象に風車の離隔距離、水深や藻場等を考慮して風車の配置計画を策定。

3) 事業者による計画のポイント

ポイント	内容
風車積出拠点の形成	欧州先進港をモデルとし、プレアッセンブル（仮組立）及びプレコミッショニング（事前点検）拠点の設置とヤードオペレーターの事業創出
輸出入/移出入拠点の形成	主要部品の輸入/移入、風車製造及び部品調達に際し地元企業の採用を通じての輸出入/移出入拠点の形成。
産業集積	O&M（運転管理・保守点検）拠点の設置やジャケット式基礎製作の拠点化、増速機製造拠点の設置の検討
地元企業への貢献	建設～設置・運営の段階で地元企業を積極的に活用、地元部材採用に向けた働きかけや地元企業の競争力強化に資する支援の場を提供
その他	非常時電力の供給策の検討、風車基礎部分の漁礁化や調査データの提供などの漁業貢献、観光需要の創出、市民環境学習への貢献、市民の事業参加の仕組みの検討

(4) 環境影響評価手続の実施状況

項目	日程
配慮縦覧期間	平成 29 年 9 月 1 日～10 月 2 日
配慮書市長意見提出日	平成 29 年 10 月 30 日
配慮書環境大臣意見	平成 29 年 11 月 9 日
配慮書経済産業大臣意見	平成 29 年 11 月 24 日

※参考資料

- ・「響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募占用指針」（平成 28 年 8 月 北九州市港湾空港局）
- ・「『響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業者公募』の選定結果について」（平成 29 年 2 月 北九州市港湾空港局）
- ・北九州市ウェブサイト「北九州響灘洋上ウィンドファーム（仮称）（環境影響評価法対象事業）」（平成 29 年 12 月 12 日閲覧）
- ・環境省ウェブサイト「環境影響評価情報支援ネットワーク」（平成 29 年 12 月 18 日閲覧）

秋田港及び能代港における洋上風力発電事業

(1) 公募の概要

1) 目的

秋田県における再生可能エネルギーの導入拡大及び県内産業の振興を図るため、秋田港及び能代港において、洋上風力発電を行う事業者を選定しようとするもの。

2) 区域、規模等

項目	内容
対象水域	秋田港港湾区域内の水域約 351.4ha 能代港港湾区域内の水域約 378.0ha
占用期間	概ね 10 年間(港湾管理者との協議により、概ね 10 年の延長が可能) ※但し、期間中に港湾管理運営上の必要により、占用許可条件の改定等を行うことがある。

3) 審査の視点

・応募者からの提出書類及びプレゼンテーションについて、下記の点を評価した。

項目	内容	配点
事業計画の信頼性	ア 継続的に発電事業を行うことができる経営が安定した事業者体であること イ 発電施設の建設・運営・維持管理に関する確実な技術的能力を有した事業者体であること	20
事業計画の妥当性	ア 風車や関連機器の配置計画が適切であること イ 電力系統への連系計画が適切であること ウ 建設工事の計画が適切であること エ 維持管理の計画が適切であること オ 事業スケジュールが適切であること	30
経営計画の妥当性	ア 資金調達計画が適切であること イ 経営計画が適切であること	10
港湾機能等の配慮	ア 港湾の管理運営への影響に配慮していること イ 環境や景観に与える影響に配慮していること	20
地域貢献への配慮	ア 県内経済に対する貢献に配慮していること イ 港湾や周辺地域の活性化に対する貢献に配慮していること	20

4) 公募時の提供資料

秋田港の適地、能代港の適地のほか、港湾施設構造図及び地盤条件等の現況情報

なお、参考として、秋田港・能代港再生可能エネルギー導入検討協議会における付帯事項（漁業との共生、保安距離、港口部の航行安全、防波堤開口部の航行安全、貴重種（鳥類）、既存火力発電所の環境モニタリング調査、港湾の整備、爆弾探査、その他（事前調査時の情報及び建設後の影響情報の共有）を示し、応募書類作成においても配慮を求めている。

(2) 公募の流れ

1) スケジュール

項目	日程
公募事前告知	平成 26 年 10 月 8 日
公募受付	平成 26 年 12 月 17 日～12 月 19 日
評価委員会開催	平成 27 年 1 月 20 日
選定結果公表	平成 27 年 2 月 5 日

2) 審査委員

区分	所属
有識者	秋田県立大学 地域連携・研究推進センター
	放送大学 秋田学習センター
県内団体	あきた企業活性化センター
	秋田県信用保証協会
秋田県	秋田県 産業労働部
	秋田県 建設部

(3) 事業者の選定結果

項目	内容
事業者	丸紅(株)
事業実施想定地域	秋田港港湾区域内の水域約 351.4ha 能代港港湾区域内の水域約 378.0ha

(4) 環境影響評価手続の実施状況

((仮称) 秋田港洋上風力発電事業、(仮称) 能代港洋上風力発電事業)

項目	内容
配慮書縦覧期間	平成 27 年 8 月 24 日～9 月 24 日
配慮書環境大臣意見	平成 27 年 10 月 30 日
配慮書知事意見	平成 27 年 11 月 16 日
方法書縦覧期間	平成 28 年 3 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
方法書知事意見	平成 28 年 7 月 13 日

※参考資料

- ・「秋田港及び能代港における洋上風力発電事業者 募集要項」(秋田県)
- ・「秋田港・能代港における洋上風力発電事業者の選定結果について」(平成 27 年 2 月 秋田県)
- ・「秋田港・能代港における風力発電事業実施事業者の選定に係る評価委員会 委員名簿」(秋田県)
- ・秋田県ウェブサイト「(仮称)秋田港洋上風力発電事業」(平成 29 年 12 月 12 日閲覧)
- ・秋田県ウェブサイト「(仮称)能代港洋上風力発電事業」(平成 29 年 12 月 12 日閲覧)
- ・環境省ウェブサイト「環境影響評価情報支援ネットワーク」(平成 29 年 12 月 18 日閲覧)

岩船沖洋上風力発電事業

(1) 公募の概要

1) 目的

地域の関係者と密接な連携のもと、発電事業者が提案する村上市岩船沖における大規模な洋上風力発電計画について協議、調査及び審議し、洋上風力発電の円滑な導入を推進するため、村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会(以下「委員会」という。)を設置した。

当委員会に参画し、関係者との協議を進めることができる発電事業者の選定を目的に、対象海域における洋上風力発電事業計画を、公募により事業者から広く受け付ける。

2) 区域、規模等

項目	内容
対象海域	新潟県村上市岩船沖 約 2km 先、水深 10m から 35m の一般海域、約 2,700ha を想定

3) 審査の視点

・応募者からの提出書類及びプレゼンテーションについて、下記の点を評価した。

項目	評価の視点	配点
1 事業実施主体の信頼性	・継続的な発電事業を行うことが可能な経営基盤を有するか。 ・継続的な発電施設の維持管理を行うことが可能か。 ・共同提案の場合、各者の役割が明確であるか。	20
2 応募者の能力	・応募者は本事業を遂行するための高い能力を有するか。(関連分野の実績、実施体制、優秀な技術者の参加等)	10
3 研究会配慮事項への対応	・岩船沖洋上風力発電研究会配慮事項への対応が適切になされているか。	20
4 港湾の管理運営との共生	・港湾の管理運営との共生への対応がなされているか。	10
5 地域における社会受容性への配慮	・地域における社会受容性への配慮が適切になされているか。	20
6 総合評価	・企画書の内容が適切であり、将来の事業実施に向けて有効であるか。	20
7 その他(加算評価)	・アピール点など上記以外で評価できる項目はあるか。	10
合計		110

(※) 岩船洋上風力発電研究会配慮事項

- | | |
|--------------------|--------------------|
| a) 地域住民の生活環境に対する配慮 | b) 景観との調和 |
| c) 自然環境の保全との調和 | d) 漁業者及び岩船港利用者との調整 |
| e) 地元との情報・意見の共有 | f) 地域の発展に資する取組の検討 |

・評価委員会にて書類審査(1次審査)を実施し、書類審査通過者をプレゼンテーション審査(2次審査)へ進む提案者として、同じく評価委員会において審査した。

(2) 公募の流れ

1) スケジュール

項目	日程
第1回評価委員会(募集要領(案)、実施スケジュール(案)の検討)	平成26年10月23日
推進委員会(募集要項、実施スケジュールの決定)	平成26年11月5日
募集要項の公表	平成26年11月7日
企画書の受付開始	平成26年11月10日～12月10日
質問の受付	平成26年11月10日～17日
質問回答の公表	平成26年11月21日
企画書の受付終了	平成26年12月10日
書類審査(1次審査)	平成26年12月11日～22日
書類審査通過者へプレゼンテーション審査(2次審査)の通知	平成26年12月25日
第2回評価委員会(プレゼン審査、最優秀企画提案者の選定)	平成27年1月21日

2) 審査委員

区分	所属
有識者	東京大学 教授
	東京大学 名誉教授、日本大学 教授
	一般社団法人日本風力発電協会 前代表理事
	水産庁 前次長、水産総合研究センター 理事長
	名古屋大学 教授

(3) 事業者の選定結果

1) 事業者の概要

項目	内容
事業者	日立造船株式会社を代表会社とする10社のコンソーシアム(日立造船株式会社、株式会社ウェンティ・ジャパン、住友電気工業株式会社、日立キャピタル株式会社、株式会社日立製作所、三菱商事パワー株式会社、株式会社第四銀行、東亜建設工業株式会社、株式会社本間組、株式会社三菱東京UFJ銀行)
事業実施想定地域	新潟県村上市岩船沖の約2km先、水深10mから35mの一般海域、約2,700ha
事業規模	総出力22万kW(5,000kW/基×44基)
着工予定年月	平成32年4月
運転期間	20年

2) 事業者による提案のポイント

- ・「1 事業実施主体の信頼性」、「2 応募者の能力」における審査項目で、風力発電事業について初期の開発段階から建設、運転まで一貫して手掛けた実績があり、大規模プロジェクトになることを考慮し関連する有力企業とのコンソーシアム結成が具体的に検討されていた。
- ・「6 総合評価」における審査項目では、事業実施に向けて事業採算性を考慮し、事業コストの低減を図っていることが評価された。

※参考資料

- ・「岩船沖洋上風力発電事業計画等概要募集要領」（平成 26 年 11 月村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会）
- ・「村上市岩船沖洋上風力発電事業計画概要書 審査講評」（平成 27 年 1 月 村上市岩船沖洋上風力発電事業者評価委員会）
- ・村上市ウェブサイト「岩船沖洋上風力発電の推進」（平成 29 年 12 月 7 日閲覧）

県有保安林(秋田市・潟上市沿岸エリア)における風力発電事業

(1) 公募の概要

1) 目的

秋田県における再生可能エネルギーの導入拡大及び県内産業の振興を図るため、秋田市から潟上市に至る沿岸エリアの県有保安林において、風力発電を行う事業者を選定しようとするもの。

2) 区域、規模等

項目	内容
当該公募対象施設等のため貸し付けする県有保安林	潟上市天王字浜山～秋田市下新城中野字道端西約 630ha ※実際に貸し付けする範囲は、本風力発電事業の実施に当たり必要となる最小限の部分となる。

3) 審査の視点

・応募者からの提出書類及びプレゼンテーションについて、下記の点を評価した。

項目	内容	配点
事業計画の妥当性	ア 風車や関連機器の配置計画が適切であること イ 建設工事等の計画が適切であること ウ 維持管理の計画が適切であること エ 事業スケジュールが適切であること	20
経営計画の妥当性	ア 継続的に発電事業を行うことができる経営が安定した事業体であること イ 資金調達計画が適切であること ウ 経営計画が適切であること エ 経営困難時等の事業リスクに関する対策が適切であること	20
環境への配慮	ア 周辺環境や景観に与える影響を考慮していること イ 保安林に与える影響に配慮していること	10
安心安全への配慮	ア 発電及び送電における安全対策が適切であること イ 緊急時における対応計画が適切であること	10
県内への経済効果	ア 実施事業者において、県内企業が重要な役割を担っていること イ 建設工事や維持管理等を含めた事業全体の実施体制において、県内企業が重要な役割を担っていること	30
地域貢献への配慮	ア 周辺地域に対する貢献に配慮していること イ 県全体に対する貢献に配慮していること	10

4) 公募時の提供情報

概略図、詳細図面及び地番

(2) 公募の流れ

1) スケジュール

項目	日程
参加申込受付	平成 25 年 12 月 16 日～12 月 27 日
応募受付	平成 26 年 1 月 29 日～1 月 31 日

評価委員会開催	平成 26 年 2 月 12 日
選定結果公表	平成 26 年 3 月 10 日

2) 審査委員

区分	所属
有識者	秋田県立大学 地域連携・研究推進センター
	放送大学 秋田学習センター
県内団体	あきた企業活性化センター
	秋田県信用保証協会
秋田県	秋田県 産業労働部

(3) 事業者の選定結果

項目	内容
事業者	(株)A-WIND ENERGY、(株)ウエンティ・ジャパン
事業実施想定地域	潟上市天王字浜山～秋田市下新城中野字道端西 約 630ha ※出戸浜海水浴場付近を境に北側（延長約 6km、面積約 270ha）を(株)A-WIND ENERGY に、南側（延長約 6km、面積約 360ha）を(株)ウエンティ・ジャパンに、それぞれ貸付する。

(4) 環境影響評価手続の実施状況

((仮称) 潟上海岸における風力発電事業、(株)A-WIND ENERGY)

項目	内容
配慮書縦覧期間	平成 26 年 8 月 8 日～9 月 8 日
配慮書環境大臣意見	平成 26 年 10 月 3 日
配慮書知事意見	平成 26 年 10 月 20 日
方法書縦覧期間	平成 26 年 11 月 27 日～平成 26 年 12 月 26 日
準備書縦覧期間	平成 27 年 9 月 30 日～10 月 29 日
準備書知事意見	平成 28 年 1 月 22 日
評価書縦覧期間	平成 28 年 12 月 16 日～平成 29 年 1 月 20 日

(秋田潟上ウインドファーム風力発電事業、秋田潟上ウインドファーム合同会社 (株)ウエンティ・ジャパン、三菱商事株、(株)シーテックが設立した合同会社))

項目	内容
配慮書縦覧期間	平成 26 年 8 月 8 日～9 月 8 日
配慮書環境大臣意見	平成 26 年 10 月 3 日
配慮書知事意見	平成 26 年 10 月 20 日
方法書縦覧期間	平成 26 年 12 月 15 日～平成 27 年 1 月 15 日
準備書縦覧期間	平成 27 年 8 月 11 日～9 月 10 日
準備書知事意見	平成 27 年 12 月 15 日
評価書縦覧期間	平成 29 年 2 月 8 日～平成 29 年 3 月 9 日

※参考資料

- ・「県有保安林(秋田市・潟上市沿岸エリア)における風力発電事業者 募集要項」(秋田県)
- ・「秋田市・潟上市沿岸部における風力発電事業者の選定結果について」(平成 26 年 3 月 秋田県)
- ・「秋田市・潟上市沿岸エリア風力発電導入事業 評価委員会 委員名簿」(秋田県)
- ・秋田市ウェブサイト「(仮称)潟上海岸における風力発電事業」(平成 29 年 12 月 12 日閲覧)
- ・環境省ウェブサイト「環境影響評価情報支援ネットワーク」(平成 29 年 12 月 19 日閲覧)

田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン

(1) ガイドラインの目的

本ガイドラインは、田原市域において風力発電の施設及び建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という）の建設等を行う事業者が遵守すべき事項や調整手順を明らかにすることにより、生活環境の保全と風力発電施設等の建設促進との両立を図ることを目的とする。

項目	内容
制度名	田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン
対象行為	風力発電等の新設、増設、又は大規模な改修(以下「建設等」という)
対象地域	市内全域
対象規模要件	発電設備容量が 100kW 以上の風力発電施設等

(2) ガイドラインの概要

1) 区域区分

- ・ガイドラインの区域区分は、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全及び良好な生活環境の確保を勘案した結果、次の通りとする。(次ページ図参照)
 - ア 法令等の許可を得て、調整により建設等を許容できる区域
 - イ 法令等の許可を得て、調整により建設等が可能な区域
 - ウ 建設等を抑制する区域
 - エ 建設等を認めない区域

2) その他の事項

- ・事業者は、建設計画が明らかになった段階で、市に対して風力発電事業の実施に係る事前協議届出書に関係書類を沿えて提出し、事前に説明を行うものとする。
- ・事業者は、風況調査等が終了し、風力発電施設等の建設等の地域及び規模の概要を計画した時点で、風力発電事業の実施に係る届出書に関係書類を添えて、市へ提出するものとする。
- ・事業者は、風力発電施設等の建設等に係る生活環境への影響を受ける範囲であると認められる校区及び地区自治会に対して、当該建設計画の概要等について事前に説明会を行うこと。
- ・事業者は、風力発電施設等の建設等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる各種関連団体に対して、当該建設事業について説明を行い、各種関連団体より出された意見をとりまとめ、市に対して報告するものとする。
- ・事業者は、環境保全計画書を、市に対して提出するものとする。
- ・事業者は、校区及び地区自治会の住民に対して、当該建設計画の概要等について説明会を開催し、意見を求め、校区及び地区自治会の住民の理解を得るものとする。
- ・市は、環境、景観又は住民生活への影響の観点から、必要に応じて、専門家等の意見を聴取するものとする。
- ・事業者は、風力発電施設等の建設等に係る調査、計画の進捗状況について、市に対して、定期的に報告するものとする。
- ・風力発電施設等の建設等に当たっては、住宅等と当該風力発電施設等との距離が、地上と風車の最高点との長さの3倍以上であることを要する。ただし、その距離が600mに満たないときは600m以上とする。

3) 効力確保の方法

- ・罰則なし

※平成30年2月1日現在で、「建設等を認めない区域」への建設は行われていない。

(3) ガイドラインの運用状況

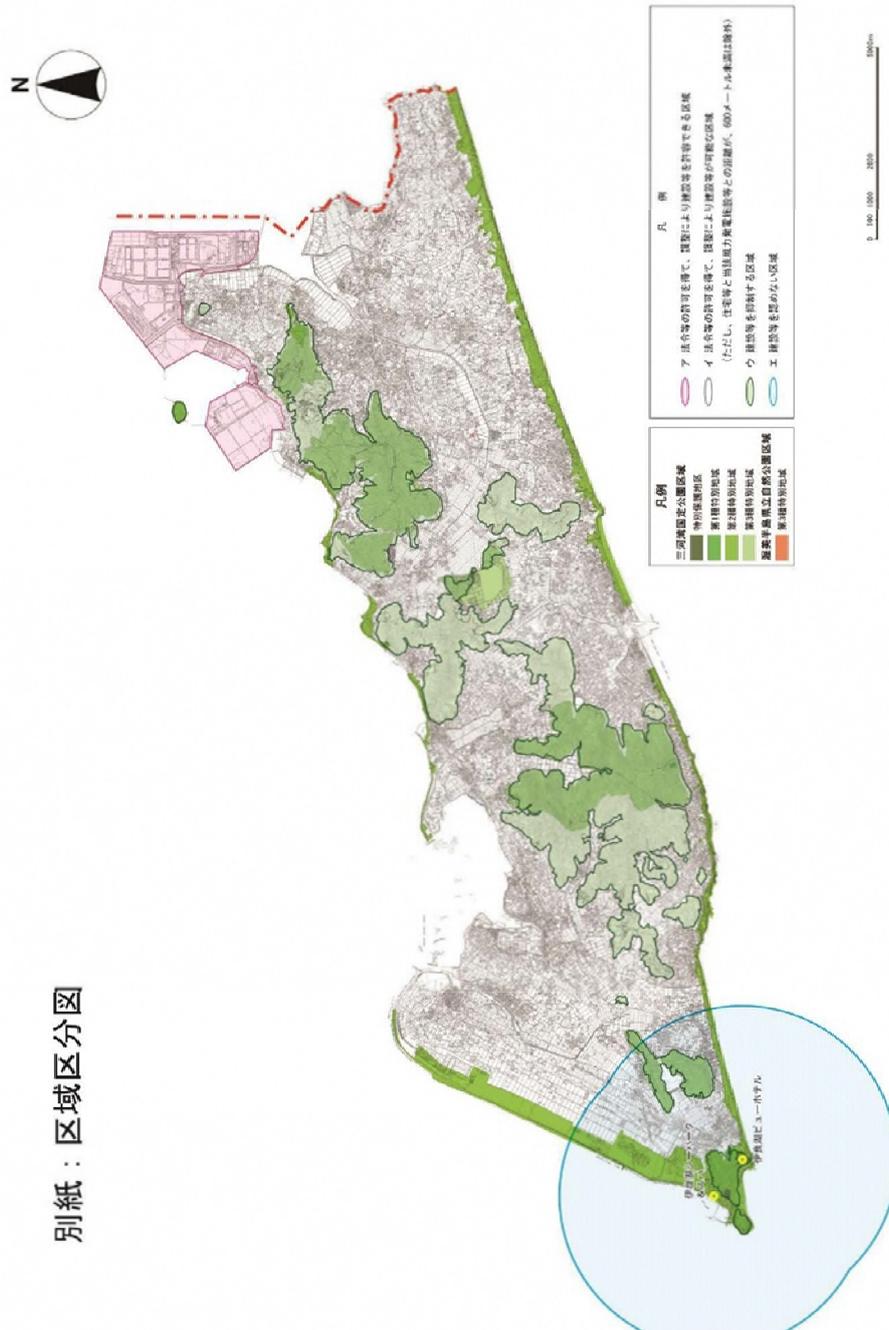
- ・本ガイドラインは平成 24 年 5 月 1 日に制定・施行
- ・施行後、平成 24 年度に届出が 2 件（平成 30 年 2 月 1 日現在）

※平成 26 年度にガイドラインを遵守していない計画の届出があり、受理をせず返却した経緯あり。

※参考資料

- ・「田原市風力発電施設等の立地建設に関するガイドライン」（愛知県田原市）

別紙：区域区分図



富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

(1) 制度導入の背景

富士宮市は、富士山世界遺産登録において6か所の構成資産を有しており、世界遺産としてふさわしい富士山の景観や眺望を後世に伝えていく責務がある中、再生可能エネルギーの推進を図りつつ、富士山等の景観や自然環境との調和を図るため、本条例を制定した。

項目	内容
制度名	富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例
対象行為	大規模な太陽光発電設備、風力発電設備の設置
対象規模要件	大規模な太陽光発電設備：土地に自立して設置する太陽電池モジュールの面積の合計が1,000平方メートルを超える太陽光発電設備(ただし、建築物の屋根・屋上に設置するものを除く。) 風力発電設備：高さ10メートルを超える風力発電設備

(2) 制度の概要

- ・事業者は、市内において事業を施行しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、市長に届け出て、同意を得なければならない。
- ・届出に際しては、自治会・近隣関係者への説明報告書を添付する必要がある、地元説明会の実施を事実上義務づけている。
- ・市長は、次に掲げる事由により特に必要があると認めるときは、事業を抑制する区域（以下「抑制区域」という。）（次ページ図参照）を指定することができ、抑制区域での事業に対しては、原則市長は同意しないものとしている。（ただし、太陽電池モジュールの総面積が12,000平方メートル以下で、規則に定める区域にあっては、この限りでない。）
 - (1) 地域を象徴する優れた景観として、良好な状態が保たれていること。
 - (2) 豊かな自然環境が保たれ、学術上必要な自然環境を有していること。
 - (3) 歴史的又は郷土的な特色を有していること。

1) 効力確保の方法

- ・市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。
- ・市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するものに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
 - ① 届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - ② 市長の同意を得ずに事業に着手した者
 - ③ 市長の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ・市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由無く当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。
- ・市長は、公表しようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

2) その他の事項

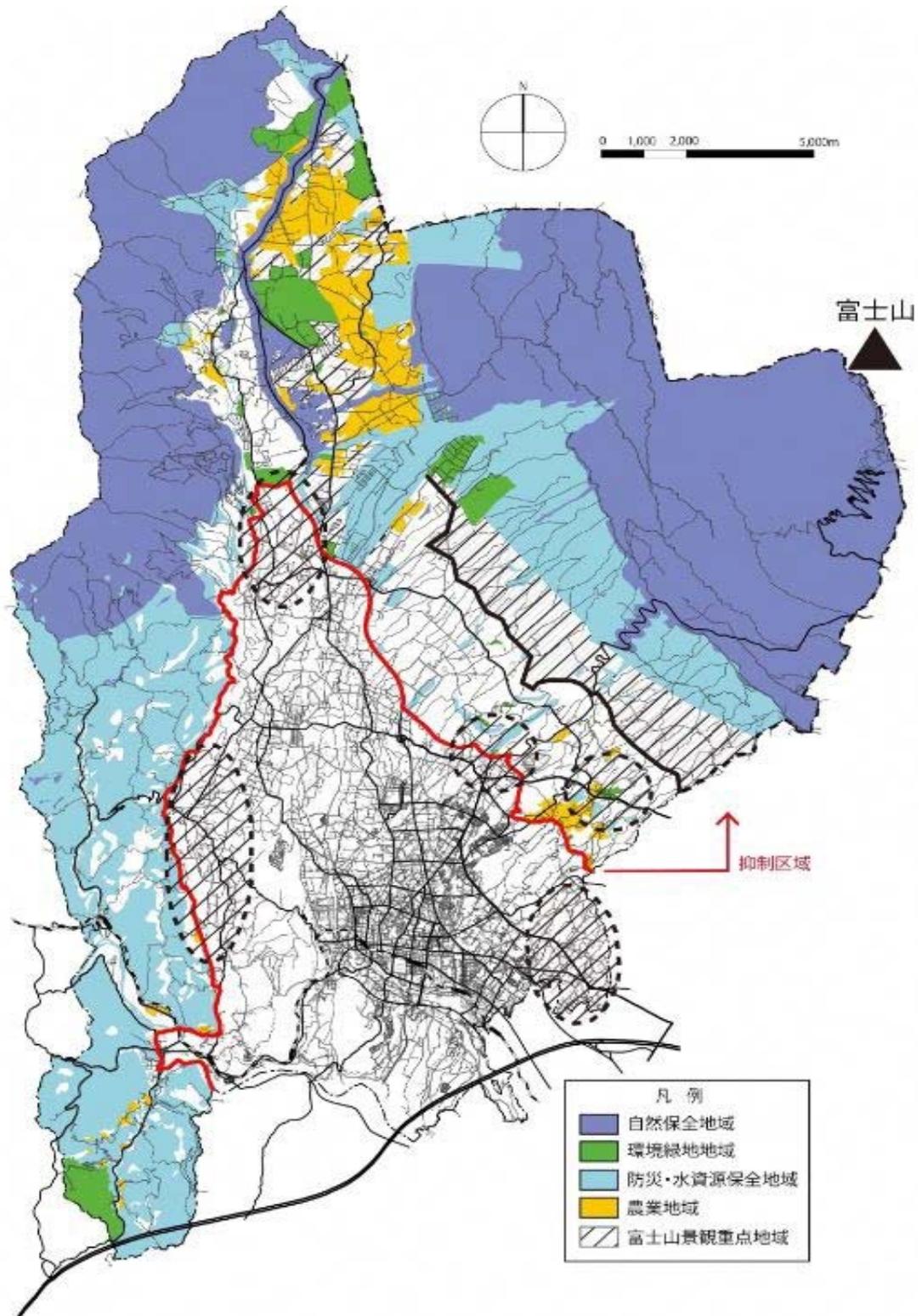
- ・条例の適用除外となる規模の太陽光・風力発電設備についても、「小規模な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関するガイドライン」により、事業者に対して地域との調整、景観や安全上の配慮を求めている。

(3) 制度の運用状況

- ・本条例は平成 27 年 7 月 1 日に公布・施行
- ・施行後、風力発電の届出の実績なし、太陽光発電は平成 27 年度に届出が 4 件、平成 28 年度に 6 件

※参考資料

- ・「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例届出及び同意について」(静岡県富士宮市)
- ・「抑制地域図」(静岡県富士宮市)



3. モデル地域のゾーニングで用いている情報一覧

ゾーニングに係る情報例

(参考)

分類	情報項目	根拠法令等	陸上	海上	EA DAS	生物多 様性セ ンター	国土 数値 情報	海洋 台帳	情報源情報	モデル地域 使用例	URL
(1) 環境保全に係る情報(生活環境等)											
①騒音等 ②風車の影	学校		○	△	○		○		学校基本調査調査結果(指定統計第13号)(文部科学省)	○	http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P29.html
	病院		○	△	○		○		各都道府県からの提供資料	○	http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v2_1.html
	福祉施設		○	△	○		○		都道府県・市町村が公表している福祉施設等に関する資料	○	http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html
	図書館		○	△	○		○		日本の図書館一統計と名簿-2005年度版((社)日本図書館協会)	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-P02-v2_0.html
	建物(住居を含む)		○	△					電子地形図25000(国土地理院)等	◎	http://www.gsi.go.jp/kiban.joho/kiban.joho40030.html
	騒音規制区域	騒音規制法		○	-	△			地方公共団体が公表している騒音規制区域に関する資料	△	
	居住地域			○	△				電子地形図25000(国土地理院)等	◎	http://www.gsi.go.jp/kiban.joho/kiban.joho40030.html
用途地域	都市計画法		○	-		○		地方自治体作成の都市計画総括図(主に縮尺1/25,000のもの)	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29.html	
③重要な地形及び地質	日本の地形レッドデータ		○	-	○			日本の地形レッドデータブック 第1集、第2集(小泉等)			
	地方公共団体の重要な地形・地質		○	-	○			各地方公共団体が公表している重要な地形・地質に関する資料			
	世界ジオパーク、日本ジオパーク		○	△				日本のジオパーク(日本ジオパークネットワーク(JGN))ホームページ			http://www.geopark.jp/geopark/
レッド・データ土壌		○	-	○			わが国の失われつつある土壌の保全をめざして ~レッド・データ土壌の保全~(日本ペトロロジー学会)			http://pedology.jp/index.html	
(2) 環境保全に係る情報(生物の多様性・自然環境・自然との触れ合い)											
①動物	希少猛禽類									◎	
	イヌワシ・クマタカ_2次メッシュ情報		○	△	○				「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)	◎	http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html
	オオワシ・オジロワシ_2次メッシュ情報		○	○	○				「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)	◎	http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html
	主な渡りのルート、集結地									◎	
	渡りをするタカ類集結地_2次メッシュ情報		○	△	○				「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)		http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html
	主な渡りのルート、集結地終結地		○	△					「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)		http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html
	ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地_2次メッシュ情報		○	△	○				「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成23年1月、環境省自然環境局野生生物課)		http://www.env.go.jp/nature/yasei/sg_windplant/guide/post_91.html
	モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査調査地		○	△	○	○			「モニタリングサイト1000シギ・チドリ類調査」の平成24年時点の調査地点(環境省生物多様性センター)		http://www.biodic.go.jp/moni1000/findings/data/index_file_shorebird.html
	海鳥繁殖地		○	○	○	○			海鳥コロニーデータベース(環境省生物多様性センター)		http://www.sizenken.biodic.go.jp/seabirds/index.php
	鳥を指標とした重要生息環境(IBA: Important Bird Area)		○	△	○				IBA情報(公益財団法人日本野鳥の会)	◎	http://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/
	日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地ネットワーク(EAAPF)」参加コクガンの行動圏に関する情報		○	△	○				EAAPF参加地の位置区域情報(平成27年12月、環境省自然環境局野生生物課)		http://www.eaaflyway.net/
	コウモリ洞分布		○	○					Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45)		
	コウモリ分布		○	△	○				日本のコウモリ洞総覧(澤田勇, 自然誌研究雑誌, 第2/3/4号別刷, pp.53-80, 1994)		
	コウモリ洞分布		○	△	○				コウモリ類関連の各種学会誌ほか		
	海生哺乳類確認情報		○	○	○				海棲哺乳類ストランディングデータベース(国立科学博物館)	△	http://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/marmam/drift/detail.php?id=8529
	ウミガメ産卵地		○	○	○			○	海洋台帳(ウミガメ産卵地)(海上保安庁)/NPO法人日本ウミガメ協議会		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/
	絶滅危惧種(動物)分布情報		○	○		○			環境省レッドリスト2017、環境省版海洋生物レッドリスト 地方公共団体が公表しているレッドデータブック		https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklist
	その他の動物分布情報		○	○		○			・「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 日本の動物分布図集」(平成22年、環境省) ・地方公共団体が公表している動植物の分布データベース		http://www.biodic.go.jp/kiso/atlas/
	②植物	植生自然度図		○	-	○	○			自然環境保全基礎調査植生調査 1/5万植生図(環境省生物多様性センター)	
特定植物群落			○	-	○	○			第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査(環境省生物多様性センター)		http://gis.biodic.go.jp/webgis/
絶滅危惧種(植物)の分布情報			○	-	○	○			環境省レッドリスト2017/絶滅危惧種情報のページ(環境省生物多様性センター)		https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb/booklist
その他の植物分布情報			○	-		○			・「自然環境保全基礎調査 動植物分布調査 日本の植物分布図集」(平成22年、環境省) ・地方公共団体が公表している動植物の分布データベース		http://www.biodic.go.jp/kiso/atlas/
巨樹・巨木林			○	-	○	○			第4回・第6回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査(環境省生物多様性センター)		http://gis.biodic.go.jp/webgis/
現存植生図(縮尺1/2.5万)			○	-	○	○			自然環境保全基礎調査植生調査 1/2.5万植生図(環境省生物多様性センター)		http://gis.biodic.go.jp/webgis/
現存植生図(縮尺1/5万)			○	-	○	○			自然環境保全基礎調査 植生調査(第2~5回)1/5万(環境省生物多様性センター)		http://gis.biodic.go.jp/webgis/
③重要な自然環境のまとまりの場	重要里地里山		○	-	○				生物多様性保全上重要な里地里山[重要里地里山](平成27年12月、環境省)	○	https://www.env.go.jp/nature/satoyama/jyuuyousatoyama.html
	重要湿地		○	○	○				生物多様性の観点から重要度の高い湿地[重要湿地](平成28年4月、環境省)	○	http://www.env.go.jp/nature/important_wetland/index.html
	生物多様性保全のための重要地(KBA:Key Biodiversity Area)		○	-	○				「KBA地域」・「保護地域内のKBA」情報(コンサベーション・インターナショナル)		http://kba.conservation.or.jp/download.html
	干潟・藻場・サンゴ礁分布		○	○	○	○			第4回、第5回自然環境保全基礎調査(海域生物環境調査)干潟調査・藻場調査・サンゴ礁調査(環境省)	◎	http://gis.biodic.go.jp/webgis/
	重要海域		-	○					生物多様性の観点から重要度の高い海域[重要海域](平成28年4月、環境省)	○	http://www.env.go.jp/nature/biodic/kaiyo-hozen/kaiiki/download.html

ゾーニングに係る情報例

(参考)

分類	情報項目	根拠法令等	陸上	洋上	EA DAS	生物多 様性セ ンター	国土 数値 情報	海洋 台帳	情報源情報	モデル地域 使用例	URL
④ 景観	自然景観資源		○	○	○		○		第3回自然景観資源調査(自然環境情報図)(昭和61~62年実施)(環境 地域の観光マップ、産業観光(エネルギーパーク)関連マップ等	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P19.html
	眺望景観		○	○					地域の観光マップ、産業観光(エネルギーパーク)関連マップ等	◎	
	景観の主要な眺望点		○	○					地域の観光マップ等	○	
	風致地区	都市計画法、市区町村風致地区条例	○	—					各地方公共団体が公表している風致地区指定位置図等	○	
⑤ 自然との触れ合いの 活動の場	長距離自然歩道		○	—	○				長距離自然歩道図(環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進 海水浴場:インターネット地図など、潮干狩り場:自治体Webサイト、観光 案内Webサイトなど	△	https://www.env.go.jp/nature/nats/shizenhodo/
	海水浴場・潮干狩り場		○	○	○				観光資源台帳(財)日本交通公社 観光資源評価委員会)、観光地点等 名簿(観光庁)		http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P12.html
	観光資源		○	○	○		○		観光案内Webサイトなど	△	
	キャンプ場		○	○	○				天文台白書2006(日本公開天文台協会)		http://www.koukaitenmondai.jp/whitepaper/2006/japos_wp2006_link.pdf
	天文台		○	—	○				「滑空場マップ」及び「滑空場チャート」(公益社団法人 日本滑空協会)		
	スカイスポーツ練習場		○	○	○				残したい日本の音風景100選(環境省水・大気環境局 大気生活環境室)		http://www.env.go.jp/air/life/nihon_no_oto/
残したい日本の音風景100選		○	○	○							
(3) 環境保全等の法令等により指定された保護地域											
① 自然公園等	自然公園区域(国立公園)	自然公園法	○	○	○	○	○		自然環境調査Web-GISの国立公園区域等(環境省生物多様性セン ター)、国立公園図面等(環境省)	◎	http://gis.biodic.go.jp/webgis/
	自然公園区域(国定公園)	自然公園法	○	○	○		○		国定公園図面等(都道府県)	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A10-v3_0.html
	自然公園区域(都道府県立)	都道府県自然公園条例	○	○	○		○		都道府県が公表している公園区域及び公園計画図、都道府県立自然公 園図面等(都道府県)	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-A10-v3_0.html
② 自然環境保全地域	国立公園利用施設計画	自然公園法	○	○					各国立公園「指定書及び公園計画書」(環境省自然環境局国立公園課)		http://www.env.go.jp/park/
	自然環境保全地域(国指定)	自然環境保全法	○	○	○		○		原生自然環境保全地域(5地域)及び自然環境保全地域(10地域)(環境 省自然環境局自然環境計画課)、国土政策局「土地利用調整総合支援 ネットワークシステム(通称:LUCKY)データ」	◎	https://www.env.go.jp/nature/hozen/about.html
	自然環境保全地域(都道府県指定)	都道府県自然環境保全条例等	○	○	○				都道府県公表している保全地域の指定書、区域図、目録等	◎	
③ 生息地保護区	緑地環境保全保全地域	都道府県自然環境保全条例等	○	—					地方公共団体が公表している緑地保全地域に関する資料	○	
	生息地等保護区	絶滅の恐れのある野生動植物の種 の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	○	○	○		○		生息地等保護区情報(環境省自然環境局野生生物課)	◎	http://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html
④ 鳥獣保護区	鳥獣保護区(国指定)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	○	○	○	○	○		自然環境調査Web-GISの国指定鳥獣保護区区域等(環境省生物多様 性センター)、鳥獣保護区データ(国指定)(環境省)	◎	http://gis.biodic.go.jp/webgis/
	鳥獣保護区(都道府県指定)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の 適正化に関する法律	○	○	○		○		都道府県立自然公園ハンターマップ、鳥獣保護区区域図及び計画書	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A15.html
⑥ 世界遺産	世界自然遺産地域	世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	○	○	○		○		環境省自然環境局「世界自然遺産区域」GISデータ	◎	http://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/
	世界文化遺産	世界の文化遺産及び自然遺産の保 護に関する条約	○	○	○		○		文化庁「世界遺産一覧表記載推薦書」、文化庁「世界文化遺産区域図」	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A34-v1_2.html
	世界自然遺産(候補地)		○	—					各地方公共団体が公表している世界自然遺産(候補地)に関する資料		
⑥ 生物圏保存地域(ユ ネスコエコパーク)	ユネスコ人間と生物圏計画		○	○				日本MBA計画委員会HP:日本のユネスコエコパーク(BR)		http://mab.main.jp/br_top/br_2/	
⑦ ラムサール条約湿地	ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重 要な湿地に関する条約	○	○	○			ラムサール条約湿地区域図(環境省自然保護局野生生物課)	◎	http://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/2-3.html	
⑧ 保安林	保安林	森林法	○	—	○		○	国土政策局「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(通称:LUCKY) データ」、各都道府県「土地利用基本計画図(縮尺約5万分の1)」、「土 地利用基本計画の変更等に係る提出資料」、各都道府県農林部局「保安 林台帳」	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html	
⑨ 保護林及び緑の回 廊	保護林(国有林) 緑の回廊		○	—	○			森林管理局が公表する保護林図 「緑の回廊」(農林水産省林野庁国有林野部経営企画課)	○	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/corridor.htm	
⑩ 国土保全等の観点 からの指定地域等	砂防指定地	砂防法	○	—					各地方公共団体が公表している砂防指定地等区域に関する資料	◎	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	○	—					各地方公共団体が公表している地すべり等防止区域に関する資料	◎	
	急傾斜地崩落危険区域	急傾斜地の崩落による災害の防止に 関する法律	○	—					各都道府県が作成・整備している平成25年7月時点で最新の土砂災害警 戒区域に関する資料(GISデータ、公示図書等)	◎	
	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区 域	土砂災害警戒区域等における土砂災 害防止対策の推進に関する法律	○	—			○		各都道府県提供資料(土砂災害危険箇所・雪崩危険箇所図面・GISデー タ)、ウェブサイトでの提供情報(危険箇所マップ等)	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A26.html
⑪ 景観等関連	河川区域、河川保全区域及び河川予定地 海岸保全区域	河川法 海岸法	○	—	△		○		各地方整備局、北海道開発局「河川基盤地図データ」 国土数値情報(行政区画)、河川管内図(各都道府県)	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-W05.html
	景観形成区域(のうち景観重点地区)	景観法	○	○	○		○		都市局「景観計画の策定状況」(平成25年1月1日時点) 各景観行政団体(地方公共団体)「景観計画」、「景観計画区域図」	○	http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A35a.html
	景観重要建造物	景観法	○	—	○		○		都市局「景観重要建造物・樹木の策定状況」、各地方公共団体「景観重 要建造物台帳」		http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A35c.html
	景観重要樹木	景観法	○	—	○		○		都市局「景観重要建造物・樹木の策定状況」、各地方公共団体「景観重 要樹木台帳」		http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A35c.html
	景観地区・準景観地区	景観法	○	○	○		○		都市局「景観地区・準景観地区の策定状況」、各地方公共団体「景観地 区計画書」、「景観地区計画図」		http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A35b.html
	風致地区	都市緑地法	○	—					各地方公共団体が公表している風致地区に関する資料		
	緑地保全地域	都市緑地法	○	—					各地方公共団体が公表している緑地保全地域に関する資料		
	歴史的風土保存区域・特別保存地域	古都における歴史的風土の保存に関 する特別措置法	○	—	○				都市緑化データベース(国土交通省)／各地方公共団体保有の都市計 画情報		http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/rekishi_fudo/index.html
	重要文化的景観	文化財保護法	○	○					「重要文化的景観について」(文化庁文化財部記念物課)		http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/juyobunkat_eki_keikan_chizu.pdf
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法及び近畿圏 の保全区域の整備に関する法律	○	—	○		○		都市緑化データベース(国土交通省)、土地利用基本計画データ(各都 道府県、土地・水資源局)、関係法令		http://www.mlit.go.jp/crd/park/joho/database/toshiryokuchi/kinkou_ryokuchi/index.html
	地方公共団体が定める景観区域	地方公共団体が定める景観条例	○	△					各地方公共団体が公表している景観区域に関する資料	○	

ゾーニングに係る情報例

(参考)

分類	情報項目	根拠法令等	陸上	洋上	EA DAS	生物多 様性セ ンター	国土 数値 情報	海洋 台帳	情報源情報	モデル地域 使用例	URL
⑫文化財	国指定文化財等	文化財保護法	○	○	○				「国指定文化財等データベース」(文化庁文化財部伝統文化課)	◎	http://kunishitei.bunka.go.jp/bsvs/index_pc.asp
	選定文化財(重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観)	文化財保護法	○	○					「国指定文化財等データベース」(文化庁文化財部伝統文化課)		http://kunishitei.bunka.go.jp/bsvs/index_pc.asp
	都道府県指定文化財	文化財保護法	○	○	○		○		各都道府県文化財管理部署「都道府県指定文化財に関するデータリス		http://nrb-www.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P32.html
	埋蔵文化財(国指定)	文化財保護法	○	○					各地方公共団体が公表している埋蔵文化財に関する資料	◎	
⑬自然再生事業の対象となる区域	埋蔵文化財(都道府県・市町村指定)	文化財保護法	○	○					各地方公共団体が公表している埋蔵文化財に関する資料	◎	
	自然再生事業対象区域	自然再生推進法	○	○	○				自然再生全体構想や自然再生事業実施計画等(自然環境局自然環境計画課)	○	http://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/
(4) 社会的調整が必要な地域等											
①農地等	農業振興地域、農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○	—	○		○		市町村が公表している農用地区域	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html
	農地又は採草放牧地	農地法	○	—					各地方公共団体が公表している農地又は採草放牧地に関する資料	◎	
	農業地域	国土利用計画法(農業振興地域の整備に関する法律)	○	—	○		○		各都道府県「土地利用基本計画図」、「土地利用基本計画の変更等に係る提出資料」のうち、農業地域		http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html
②航空法等	制限表面	航空法	○	○	○				各空港事務所が公表している制限表面、自衛隊の飛行場における設置のための防衛省告示、在日米軍施設における制限表面	◎	
	航空路監視レーダーレーダー(自衛隊・在日米軍)	自衛隊法	○	○	○				航空路監視レーダー(ARSR)等の配置及び覆域図(国土交通省、防衛自衛隊施設・在日米軍施設によるレーダー範囲等)	○	http://www.mlit.go.jp/koku/15_bf_000405.html
③電波法	伝搬障害防止区域	電波法	○	○	○				伝搬障害防止区域を表示する図面(総務省地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所、都道府県、建築主事を置く市町村、総務省のホームページ)	◎	https://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html
	地上デジタル放送エリア・中継局	電波法	○	○					放送エリアのめやす(一般社団法人 放送サーボス高度化推進協会)	○	http://apab-tv-area.jp/
④気象レーダー	気象レーダー位置	気象業務法	○	○					気象レーダー(気象庁の気象レーダー配置(気象庁)、レーダ雨量計の配置図(国土交通省))		http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/radar/kaisetsu.html
⑤港湾区域等	港湾区域	港湾法	—	○	○			○	海洋台帳(港湾区域)(海上保安庁)	◎	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	港湾隣接地域	港湾法	—	○				○	海洋台帳(港湾隣接地域)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	港則法適用港	港則法	—	○	○			○	海洋台帳(港則法適用港)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	港則法びょう地	港則法	—	○				○	海洋台帳(港則法びょう地)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	港則法区域	港則法	—	○				○	海洋台帳(港則法区域)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	港湾	港湾法	—	○	○			○	海洋台帳(港湾区域)(海上保安庁)	◎	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
⑥漁港等	漁港	漁港漁場整備法	—	○	○			○	海洋台帳(漁港)(海上保安庁)	◎	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	漁港区域	漁港漁場整備法	—	○				○	海洋台帳(漁港区域)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
⑦漁場等	水産資源保護水面	水産資源保護法	△	○	○			○	都道府県が公表している保護水面に関する資料、海洋台帳(保護水面)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	漁業権	漁業法	—	○	○			○	海洋台帳(区画漁業権、定置漁業権、共同漁業権データ)(海上保安庁)	◎	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	魚礁		—	○					都道府県が公表している魚礁に関する資料		
	主な漁場		—	○					各地方公共団体の水産部局及び各漁協へのヒアリング等	○	
	底引き網禁止ライン		—	○					各地方公共団体の水産部局及び各漁協へのヒアリング等		
⑧航路等	漁場環境		—	○					各地方公共団体の水産部局及び各漁協へのヒアリング等		
	航路	海上交通安全法、港則法	—	○				○	海洋台帳(航路)(海上保安庁)	◎	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	緊急確保航路	港湾法	—	○					国土交通省が公表している緊急確保航路(「港湾法施行令の一部を改正する政令について(閣議決定)」(国土交通省))	○	http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000143.html
	主な定期航路		—	○			○		旅客(定期・不定期)航路事業現況調査、フェリー・旅客船ガイド(2012年春季号)日刊海事通信社、離島統計年報(2010年版)、旅客定期航路事業者等のHP情報、各種市販の地図(地図検索サイト含む)		http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N09.html
⑨その他	船舶交通量		—	○				○	海洋台帳(船舶交通量)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	その他プレジャー利用等		—	○					関係団体へのヒアリング等	○	
	自衛隊施設・在日米軍施設・区域		○	○	○				各方面隊の駐屯地一覧(陸上自衛隊)、基地一覧(航空自衛隊)、編成、基地一覧(海上自衛隊)、在日米軍施設・区域別一覧(防衛省)	◎	http://www.mod.go.jp/gsd/station/index.html
	自衛隊使用水域		○	○	○				海上における射撃訓練等の実施予定について(防衛省)	○	http://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/firing/index.html
	米軍演習区域		○	○	○				日本近海演習区域一覧図(海上保安庁)	○	
	海ゴミ		—	○				○	海洋台帳(海ゴミ)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	海底障害物		—	○				○	海洋台帳(海底障害物)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	海底輸送管		—	○				○	海洋台帳(海底輸送管)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	沈船(エリア)		—	○				○	海洋台帳(沈船(エリア))(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	指定錨地		—	○				○	海洋台帳(指定錨地)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
検疫錨地		—	○				○	海洋台帳(検疫錨地)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
投棄区域		—	○				○	海洋台帳(投棄区域)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
灯		—	○				○	海洋台帳(灯)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
海砂利採取地域		—	○					各地方公共団体の港湾部局ヒアリング			
海難事故多発海域		—	○					海上保安部等ヒアリング			
ドクターヘリのランデブーポイント		○	○					各地方公共団体が公表しているドクターヘリのランデブーポイントに関する資料	△		
ヘリポート		○	○					各地方公共団体が公表しているヘリポートに関する資料			
土地利用(平成21年度)		○	—	○		○		国土地理院「数値地図(国土基本情報)電子国土基本図(地図情報)、電子地形図25000(地図画像)」、衛星画像(SPOT,RapidEye)	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L03-b.html	
鉱業権		○	—					都道府県が公表している鉱業原簿および鉱区図			

ゾーニングに係る情報例

(参考)

分類	情報項目	根拠法令等	陸上	洋上	EA DAS	生物多 様性セ ンター	国土 数値 情報	海洋 台帳	情報源情報	モデル地域 使用例	URL
④その他(続き)	土地改良事業区域	土地改良法	○						各地方公共団体における土地改良事業団体サイト	○	
	市街化区域	都市計画法	○	—	○		○		土地利用基本計画図(縮尺5万分の1)、土地利用基本計画の変更等に 係る都道府県から提出された資料	△	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html
	耕作放棄地		○	—					各地方公共団体の農林水産部局ヒアリング	△	
	森林地域	国土利用計画法(森林法)	○	—	○		○		国土政策局「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(通称:LUCKY) データ」、各都道府県「土地利用基本計画図(縮尺約5万分の1)」、「土地 利用基本計画の変更等に係る提出資料」	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html
	地域森林計画対象森林(民有林)	森林法	○	—	○		○		国土政策局「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(通称:LUCKY) データ」、各都道府県「土地利用基本計画図(縮尺約5万分の1)」、「土地 利用基本計画の変更等に係る提出資料」、各都道府県農林部局「森林 計画」	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html
	国有林	森林法	○	—	○		○		国土政策局「土地利用調整総合支援ネットワークシステム(通称:LUCKY) データ」、各都道府県「土地利用基本計画図(縮尺約5万分の1)」、「土地 利用基本計画の変更等に係る提出資料」、森林管理局・森林管理署等	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A13.html
	森林経営計画 公有地	森林法	○	—					各地方公共団体が公表している森林経営計画に関する資料		
	名水100選		○	—	○				名水百選(環境省水・大気環境局水環境課)等	△	https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/meisui/
	水源等		○	—					地方公共団体ヒアリング	○	
防災集団移転元地に関する情報		○	—					各地方公共団体が公表している防災集団移転元地のうち、公的所有地 に関する資料	○		
(5)事業性に関する情報											
①風況	風況マップ(全国)		○	○	○				風況変動データベース(環境省地球環境局地球温暖化対策課)、 NEDO「局所風況マップ」500mメッシュデータ	◎	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/windmap/
	NeoWins(洋上風況マップ)		—	○					NeoWins(洋上風況マップ)(NEDO)		http://app10.infoc.nedo.go.jp/Nedo_Webgis/top.html
	台風風速		○	○					アメダスデータ(気象庁)等		http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php
	極値風速		○	○					アメダスデータ(気象庁)等		http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php
気象官署データ		○	○					アメダスデータ(気象庁)等		http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php	
②地形等	標高		○	—	○				数値地図(国土基本情報)(国土地理院)	◎	http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40030.html
	水深(500mメッシュ)		—	○	○				日本周辺の500mメッシュ海底地形デジタルデータ(日本海洋データセン ター)	◎	http://www.jodc.go.jp/jodcweb/DOSS/index_j.html
	傾斜区分図		○	○	○				数値地図(国土基本情報)(国土地理院)		http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40030.html
	地上開度		○	—	○				数値地図(国土基本情報)(国土地理院)	○	http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40030.html
	地形		○	—					電子地形図等(国土交通省)		http://www.gsi.go.jp/kibanjoho/kibanjoho40030.html
	傾斜角・最大傾斜角		○	○			○		基盤地図情報数値標高モデル 10mメッシュ(国土地理院)	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-G04-d.html
	地質・表層堆積物		○	—	○				「20万分の1土地分類基本調査(地形分類図)」(国土交通省)	○	http://nrb-
	海底地質		—	○	○				海洋地質図(国立研究開発法人産業技術総合研究所地質調査総合セン ター)		https://www.gsj.jp/Map/JP/marine-geology.html
	海洋底質		—	○	○			○	海洋台帳(底質)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	海岸脆弱性指標		○	○				○	海洋台帳(海岸線種類)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
海岸線種類		○	○				○	海洋台帳(海岸線種類)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
海域火山DB		—	○				○	海洋台帳(海域火山DB)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
赤色立体地図		○	○	○				数値地図50mメッシュ(標高)(国土地理院)等を用い地形を表現した図 (特許第3670274号)		https://www.rrim.jp/readymade/	
③インフラ	道路		○	○			○		道路管内図、市街地図、日本道路公団等路線略図、高速道路路線図表	◎	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gmlold/meta/ksjshpml-N01.html
	送電線、系統連系状況		○	○	○				各電力会社が公開している系統連系マップ	◎	
	発電所、変電所等		○	○	○		○		電源開発の概要、電気事業便覧、RPS法認定設備一覧、グリーン発電電 力設備認定一覧	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/jpgis/datalist/KsjTmplt-P03.html
海上インフラ情報(海底ケーブル、海上構造物等)		—	○				○	海洋台帳(海底ケーブル、海上構造物等)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/	
④その他	既設の風力発電所(発電所位置)		○	○	○		○		電源開発の概要、電気事業便覧、RPS法認定設備一覧、グリーン発電電 力設備認定一覧、「日本における風力発電設備・導入実績」(NEDO新エ ネルギー)	○	http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P03.html
	既設の風力発電設備(風車位置)		○	○	○				航空写真・衛星写真		http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/aerial_beacon/01.html
	計画中の風力発電所		○	○	○				環境影響評価情報支援ネットワーク(環境省)		http://www.env.go.jp/policy/assess/3-1procedure/
	全国港湾海洋波浪情報網(NOWPHAS)の 着氷(最低気温)		○	○					全国港湾海洋波浪情報網(NOWPHAS)(国土交通省)		https://nowphas.mlit.go.jp/chiten.htm
	流氷		○	○					アメダスデータ(気象庁)等		http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php
	落雷(年間)		—	○					海氷統計情報(第一管区海上保安本部海氷情報センター)等		http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/drift_ice/statistics/statistics_ia.html
	潮流・海流(海況)		○	○				○	各気象台ヒアリング		
	波高		—	○				○	海洋台帳(海流、潮汐、潮流、波浪等)(海上保安庁)	○	http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
	離岸距離		—	○				○	海洋台帳(周期波向、有義波高)(海上保安庁)		http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/
			○	○				有識者ヒアリングにより作成したGISデータ等			

モデル地域使用例の凡例 ◎:2地域以上でゾーニングに使用、○:1地域でゾーニングに使用、△:収集したが、ゾーニングには活用していない(地域概況、その他で使用)

※ 本表は、ゾーニングに係る情報例を幅広く示したものであり、地域特性等に応じて適宜選定されたい

4. 国土保全・景観関連の法令により指定された地域

国土保全、景観関連の法令により指定された地域（陸上・洋上風力）

法規制等	配慮が求められる主な区域等	区域の定義	指定を要する土地（区域）の概要、指定単位	主な規制等の内容	主な許認可権者等（提出先）	陸上	洋上
砂防法	砂防指定地	「砂防法」第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域	指定基準： [1] 溪流若しくは河川の縦横浸食または山腹の崩壊等により土砂等の生産、流送若しくは堆積が顕著であり、または、顕著となる恐れのある区域 [2] 風水害、震災等により、溪流等に土砂等の流出または堆積が顕著であり、砂防設備の設置が必要と認められる区域 指定単位：任意の区域	指定地において、施設又は工作物の新築改築、移転又は除去等を行う場合は許可が必要	都道府県知事 （提出先：都道府県砂防担当部局）	○	—
地すべり等防止法	地すべり防止区域	「地すべり等防止法」第3条に基づき、現に地すべりが発生している区域、または発生する恐れが大きい区域で、かつ公共の利害に密接な関係があるものとして、主務大臣が指定の必要があると認める時は、都道府県知事の意見を聞いて指定する区域	指定基準： 地すべり地域の面積が5ha（市街化区域にあっては2ha）以上で以下に該当するもの。 1）多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの 2）鉄道、都道府県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 3）官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 4）貯水量3万m ³ 以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの 5）人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 6）農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの （農地5ha以上10ha未満であっても、人家の被害を考慮し、農地10ha以上の被害に相当するものを含む。） 指定単位：任意の区域	区域内で一定規模以上のものの新設又は改良等を行う場合は許可が必要	都道府県知事 （提出先：国交省所管…都道府県砂防担当部局 農水省所管…都道府県農林担当部局）	○	—
急傾斜地の崩壊による被害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするため、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地で、都道府県知事が指定する区域。なお、急傾斜地とは、法第2条により傾斜度が30度以上である土地とされている。	指定基準（都道府県）（※以下は神奈川県例） ・傾斜度が30度以上あるもの ・高さが5m以上あるもの ・がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの 指定単位：任意の区域	区域内で、工作物の設置又は改造等を行う場合は許可が必要	都道府県知事 （提出先：都道府県砂防担当部局）	○	—
景観法	景観形成区域 （法に基づき市町村が定める景観条例において定められる区域）	景観法第8条第2項第1号に基づき、地方公共団体が策定する景観計画で定められた区域をいい、行為の制限に関する事項等を定めることができる。	指定基準 地方公共団体が定める景観形成区域のうち、地区の特性を踏まえ、直に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観形成重点区域」としている場合が多い。 指定単位： 景観形成区域：地方公共団体全域 景観形成重点区域：特に良好な景観形成を図る必要がある任意の区域	地方公共団体が策定する景観条例にて定める景観地区において、工作物の設置等の開発行為について、規制を設けている	市町村長 （提出先：市町村の都市計画部局）	○	
	景観重要建造物	景観重要建造物は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で国土交通省令で定める基準に該当するものを景観重要建造物として、市町村が指定することができる。（景観法第19条第1項）	指定基準：（市町村による） ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること ・平成25年1月1日時点で、全国で288件が指定されている。 指定単位：任意の建造物・群	景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。	市町村長 （提出先：市町村の都市計画部局）	○	
	景観重要樹木	景観重要樹木は、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要樹木として、市町村が指定することができる。（景観法第28条第1項）	指定基準：（市町村による） ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること ・平成25年1月1日時点で、全国で489件が指定されている。 指定単位：任意の樹木、列・群	景観重要樹木の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。	市町村長 （提出先：市町村の都市計画部局）	○	—
都市計画法	風致地区	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区である。	指定基準： 風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもの。10ha以上は都道府県・政令市が、10ha未満は市町村が指定し、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令で定める基準に従い、地方公共団体が条例を制定することとしている。 指定単位：任意の区域（区域）	区域内で工作物の新築等を行う場合は、許可が必要	市町村長 （提出先：市町村の都市計画部局 あるいは建築部局）	○	
	景観地区・準景観地区	景観地区・準景観地区は、形態意匠の制限の他、建築物の高さの最高限度、敷地面積の最低限度等について、市町村が都市計画として決定するもの。	指定基準 各市町村の都市計画による 指定単位：任意の区域	景観地区内で開発行為を行うためには、許可申請が必要	市町村長 （提出先：市町村の都市計画部局 あるいは建築部局）	○	
都市計画法	緑地保全地域	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために、都市計画法における地域地区として、都道府県（市の区域内にあっては、当該市）が計画決定を行うもの。	指定要件 ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの 指定単位：任意の区域	区域内で建築物その他工作物の新築、改築又は増築等を行う場合に、届出が必要。また、原則、届出後30日は行為の着手は不可。	都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）	○	—

法規制等	配慮が求められる主な区域等	区域の定義	指定を要する土地（区域）の概要、指定単位	主な規制等の内容	主な許認可権者等（提出先）	陸上	洋上
古都における歴史的風土との保全に関する特別措置法	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存地区とは、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」及び「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、5市1町1村に定められたもので、うち、特別に重要な地区を特別保存地区として定めている。	指定基準： わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況。平成27年度末には、保存地区が32地区で20,083.0ha、うち特別保存地区は60地区で6,428.4haとなっている。 指定単位：任意の区域	区域内で工作物の新築等を行う場合は、府県知事(政令市においては市長)の許可が必要	市町村の教育委員会教育長 (提出先：市町村の教育委員会)	○	—
文化財保護法	重要文化的景観	文化的景観とは、「文化財保護法」(第2条第1項第5号)により、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものをいう。	指定基準： 文化的景観の中でも特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、「重要文化的景観」として選定される。 平成29年2月9日現在、全国で51件の重要文化的景観が選定。 指定単位：任意の区域。海域を含む例もある。	重要文化的景観に選定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法により、文化庁長官に届け出ることとされている。	市町村の教育委員会教育長 (提出先：市町村の教育委員会)	○	—
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	周知の埋蔵文化財包蔵地とは、「文化財保護法」第93条第1項により、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地をいう。	各地方公共団体の文化財所管課は、「文化財保護法」第95条により、地域に存在する埋蔵文化財包蔵地について、その場所と内容について周知徹底を図り、必要な措置を講じることが義務付けられている。各地方公共団体では「必要な措置」として、包蔵地毎に番号を振り、その内容をまとめた台帳や地図を作成し公表している。 指定単位：任意の区域	周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為は、事前協議と届出が必要	市町村の教育委員会教育長 (提出先：市町村の教育委員会)	○	—
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農業振興地域とは、今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が定めるもの。	指定基準： 都道府県による。 指定単位：任意の区域(市街化調整区域と一致する市町村等が多い。)	農用地区域内の土地を農用地又は農業用施設用地以外の用途に供する場合は、農用地区域からの除外(農振除外)が必要。(基本的に農地転用は禁止)	都道府県知事又は市町村長 (提出先：各地方公共団体の農業委員会)	○	—
	農用地区域	農用地区域とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をいう。	指定基準： 農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地をいう。 指定単位：任意の区域	農用地区域内の土地を農用地又は農業用施設用地以外の用途に供する場合は、農用地区域からの除外(農振除外)が必要。	都道府県知事又は市町村長 (提出先：各地方公共団体の農業委員会)	○	—
農地法	農用地区域以外の農業振興地域(白地地域)における農地	農用地以外の農業振興地域(白地地域)における農地	指定基準： 営農条件や市街地化の状況等に応じ、甲種・第1種・第2種・第3種農地がある。 指定単位：任意の区域	農地を農地以外のものにする場合は農地法に基づく農地転用許可が必要 なお、集団的にまとまった農地や土地改良事業が行われた農地は原則転用が禁止されているが、電気事業者が設置する風力発電設備については、このような農地であっても転用許可が可能	都道府県知事等 (提出先：農業委員会)	○	—
航空法	制限表面	制限表面とは、航空機が安全に離着陸するために、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておくために、航空法により設定している区域をいう。	指定基準： 各空港別に設定 指定単位：任意の区域(海域含む)	航空機が安全に離着陸するため、空港周辺には設けられている高さを制限する区域で、制限表面を越える建物等の設置(クレーン作業等一時的なものを含む)は、航空法第49条により原則禁止	【制限表面の確認先】 各空港管理会社	○	
港湾法*	港湾区域	港湾区域とは、造営物としての港湾を管理運営するために必要最小限度の区域について、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者となるべき関係地方公共団体に対して許可した水域で、港湾管理者が港湾法により管理権を行使する区域の一つ。	指定基準： 港湾を管理運営するために必要最小限度の区域 指定単位：任意の海域	港湾区域内の水域の占用等に当たっては、許可が必要	港湾管理者	—	○
	港湾隣接地域	港湾隣接地域とは、水域である港湾を保全し、水域にある港湾施設を維持し、港湾の背後地を保全するために、港湾区域に隣接する地域において、港湾管理者が指定した地域をいう。港湾地区と同じように港湾管理者が港湾法に定める許可権を行使しうる地域的範囲を画す。ただし、公共空地の国有財産法上の所管区分は国土交通省となる。	指定基準： 港湾区域又は港湾施設を良好な状態に維持・保全するためには、港湾区域に隣接する一定範囲の土地における行為、利用等を規制することによって、港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないよう措置し、港湾の機能を十分に発揮させるために指定される。 指定単位：任意の区域	港湾区域内の水域の占用等に当たっては、許可が必要	港湾管理者		○
	臨港地区	臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域をいい、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。	指定基準： 港湾区域を地先水面とする一定の地域に指定される臨港地区において、港湾管理者が一定の規制を行うことにより、港湾の機能の確保ができるようにしている。 指定単位：任意の区域	臨港地区内の工事等に当たっては、届出が必要	港湾管理者		○
海岸法*	海岸保全区域	海岸保全区域とは、津波、高潮、波浪その他の海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域をいう。都道府県知事が指定する。	指定基準： 海岸法の目的を達成するために必要な必要最小限度の区域(原則として陸地に おいては満潮時の水際線から50m、水面においては干潮時の水際線から50m) 指定単位：水際線から50mの区域	○公共海岸の土地の場合 工作物の設置占有許可 ○水面若しくは公共海岸の土地以外の土地の場合 工作物の設置行為に関する許可	海岸管理者(都道府県知事等) (提出先：都道府県等の海岸管理担当部局)		○
	一般公共海岸区域	一般公共海岸区域とは、公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域をいう。公共海岸とは、公衆の海岸、つまり自然空間として私たちが海水浴などのレクリエーションなどに利用してきた海岸をいう。	指定基準： 公共海岸のうち、海岸保全区域以外	○土地の場合 工作物の設置占有許可 ○水面の場合 工作物の設置行為に関する許可	海岸管理者(都道府県知事等) (提出先：都道府県等の海岸管理担当部局)		○

法規制等	配慮が求められる主な区域等	区域の定義	指定を要する土地（区域）の概要、指定単位	主な規制等の内容	主な許認可権者等（提出先）	陸上	洋上
港則法	特定港	特定港とは、港則法が適用される港のうち、一定のものをいう。港則法とは、輻輳した港内交通に対処するため工事作業等の規制する法律である。	指定基準： 港則法が適用される適用港は、平成18年7月1日現在、全国に501港あり、そのうち喫水の深い船舶や外国船舶が常時出入りしている86港を特定港に指定。 指定単位：任意の港の範囲	特定港において工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要	海域を管轄する海上保安長 （提出先：海域を管轄する海上保安部）	－	○
	特定港における航路	特定の港で設定されている、雑種船（小さな作業船等）以外の船舶が航行するための航路。国土交通省令により定められている。	指定基準： 特定港毎に指定 指定単位：任意の海域	港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るために設置されたものなので、原則航路への工作物の設置や占用は禁止	当該港の所在を管轄する海上保安監部又は運輸省令で定めるその他の管区海上保安本部の事務所の長	－	○
海上交通保安法	航路	海上交通安全法における航路とは、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の海域で船舶交通が輻輳（ふくそう）する航路を定めたもの。政令で定められている。	指定基準： 東京湾2航路、伊勢湾1航路、瀬戸内海7航路が指定されている。 指定単位：任意の海域	航路及びその周辺の海域における工事等を行う場合は、海上保安庁長官の許可が必要。（仮設又は臨時の工作物に限る）	海上保安庁長官 （提出先：海域を管轄する海上保安部）	－	○
港湾法	開発保全航路	開発保全航路とは、港湾法により「港湾管理者が管理する港湾区域及び河川法に規定する河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路」とされ、区域が政令で定められている。国土交通大臣が開発と保全を行う。	指定基準： 大型船舶が安全に航行できるよう航路内の障害物撤去や必要水深を確保すること。現在15航路が指定されている。 指定単位：任意の海域	工作物（海底ケーブル等）の設置等を行う場合は、占用許可が必要	国土交通省 各地方整備局港湾空港部港湾管理課	－	○
	緊急確保航路	緊急確保航路とは、非常災害時における船舶の交通を確保するため、東京湾、伊勢湾、大阪湾において緊急確保航路の区域を定めたもの。	指定基準： 一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域。平時は浚渫等の工事は特段必要ないものの、災害が発生した際には船舶の交通を確保するため、国が迅速に啓開作業を行うこととしている。現在、東京湾 伊勢湾 大阪湾にて指定されている。 指定単位：任意の海域	工作物（海底ケーブル等）の設置等を行う場合は、占用許可が必要	国土交通省 各地方整備局港湾空港部港湾管理課	－	○
漁港漁場整備法*	漁港区域	漁港とは、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、「漁港漁場整備法」に基づく区域指定を受けた港をいう。漁港施設は、防波堤や岸壁、航路等の基本施設と荷さばき所や冷凍冷蔵施設、臨港道路等の機能施設があり、原則として漁港区域内に整備されている。	指定基準： 4つの種別があり、地元の漁業を主とする第1種～離島その他辺地にあって漁港の開発又は漁船の避難上特に必要な第4種等がある。 漁港の管理は、県または市町が行う。 指定単位：任意の区域及び海域	漁港区域における占用、工作物の設置等に関しては、漁港管理者（県または市町）の許可が必要 ※「漁港区域に風力発電施設を設置する場合の占用等の許可基準等の参考指針」（平成23年9月、水産庁）あり	漁港管理者（都道府県知事又は市町村長） （提出先：都道府県の水産部局）		○
漁業法	漁業権設定区域	漁業権とは、一定の水域において、排他的に一定の漁業を営む権利であり、共同、区画、定置の3種類がある。 いずれも漁業協同組合や漁業経営者に免許が与えられる。	指定基準： 知事が、漁業生産力の維持発展を図るため、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用できるよう、「漁場計画」（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期等、免許予定日、申請期間等）の案を定め、海区漁業調整委員会の意見をきいて、漁場計画を決定・公示する。 指定単位：任意の海域	都道府県知事が地域の漁業協同組合等へ漁業権を免許し、当該漁業権に基づいて地元漁民や漁業経営者が漁業等を営んでいる	地域の漁業協同組合や漁業経営者等の漁業権者 （漁業権の免許は都道府県知事）	－	○
水産資源保護法	水産資源保護水面	水産資源保護水面とは、水産資源保護法により、水産動物が産卵、稚魚が育成し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のため必要な措置を講ずべき水面として都道府県知事又は農林水産大臣が指定する保護水面をいう。	指定基準： 一 次に掲げる基準をすべて満たす水面 イ 現に水産動植物が、著しく繁殖しているか又は適当な保護培養方法を講ずることにより水産動植物の繁殖を著しく促進できることが確実な水面 ロ 当該水面における水産動植物を保護培養することにより他の水面における当該水産動植物の増殖に貢献することが確実な水面 二 資源状態の著しく悪化している水産動植物が息絶又は生育しており、適当な保護培養方法を講ずることにより当該水産動植物の繁殖を維持又は促進できることが確実な水面 指定単位：任意の海域	水産資源保護水面における工事に関しては許可が必要	管理者（都道府県知事又は農林水産大臣） （提出先：都道府県の水産部局）		○
電波法	伝播障害防止区域	伝播障害防止区域とは、電気通信の確保、人命・財産の保護や治安の維持などの重要無線通信について、高層建築物等による通信の突然の遮断を回避することを目的として、電波法により総務大臣が必要の範囲内で指定するもの。	指定基準： 890MHz以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信を行う、電気通信業務や放送業務、人命等の維持のための者等に関する無線局の伝搬路 指定単位：任意の区域（海域含む）	伝播障害防止区域において、工作物が高さ31mを超える場合、届出が必要。またレーダー使用範囲では工作物設置不可のため、総務省に事前確認が必要	総務大臣 （提出先：各地方総合通信局）		○
防衛関係法律（防衛省設置法、自衛隊法等）	防衛関連施設、掃海海域、演習海域等	掃海海域：機雷の掃海海域 演習海域：自衛隊の演習海域	－	自衛隊の基地等の防衛関連施設が周辺にある場合、自衛隊の掃海海域や演習海域となっている場合があるため、早期の確認、調整等が必要	各地域の海上自衛隊	－	○

*：港湾法の港湾区域及び漁港漁場整備法の漁港区域では、水域の占用等についてそれぞれ許可手続が決まっており、また、海岸法の海岸保全区域及び一般公共海岸区域の水面では、行為に関する許可手続が決まっている。このように、特定の法令で管理されている海域以外の海域を一般海域という。

5. 都道府県における一般海域の管理に関する条例等の例

都道府県が定める一般海域管理に関する条例及び規則

	条例・規則	公布年
北海道	北海道海域管理規則 (北海道海域使用料等徴収条例)	昭和 55 年 3 月 31 日
青森県	青森県国有財産管理規則 (青森県国有財産使用料徴収条例)	平成 7 年 5 月 1 日
岩手県	道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例	平成 12 年 3 月 28 日
宮城県	公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 28 日
秋田県	秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例	平成 12 年 3 月 29 日
山形県	山形県国土交通省所管公共用財産の使用等に関する規則 (山形県法定外公共用財産使用料等徴収条例)	平成 3 年 3 月 26 日
福島県	福島県国土交通省所管公共用財産等使用条例	平成 12 年 3 月 24 日
茨城県	茨城県公共物管理条例	昭和 33 年 3 月 28 日
千葉県	国土交通省所管公共用財産管理規則 (使用料及び手数料条例)	昭和 32 年 4 月 1 日
東京都	東京都公有土地水面使用等規則 (東京都公有土地水面使用料等徴収条例)	平成 12 年 3 月 31 日
神奈川県	神奈川県法定外公共用財産の使用に関する規則 (神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例)	昭和 59 年 12 月 11 日
新潟県	新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 31 日
富山県	富山県が管理する国土交通省所管公共用財産の使用等に関する条例	平成 12 年 3 月 24 日
石川県	石川県国土交通省所管公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 24 日
福井県	福井県国土交通省所管公共用財産の使用及び収益に関する条例	平成 12 年 3 月 21 日
静岡県	静岡県国土交通大臣所管公共用財産の使用及び収益に関する規則 (静岡県国土交通大臣所管公共用財産使用料等徴収条例)	昭和 61 年 3 月 27 日
愛知県	愛知県国土交通省所管公共用財産管理規則 (愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例)	昭和 43 年 1 月 31 日
三重県	三重県一般海域等管理規則 (三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例)	昭和 43 年 11 月 1 日
京都府	京都府海岸等管理条例	平成 12 年 3 月 28 日
大阪府	大阪府一般海域管理条例	平成 12 年 3 月 31 日
兵庫県	公有土地水面の使用及び産出物の採取に関する規則 (公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例)	昭和 54 年 3 月 30 日

	条例・規則	公布年
和歌山県	(和歌山県海底の土地使用料徴収条例)	平成 19 年 3 月 14 日
鳥取県	国有財産使用及産物採取規則 (鳥取県国有地使用料徴収条例)	大正 15 年 1 月 25 日
島根県	島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則 (島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例)	昭和 39 年 4 月 3 日
岡山県	岡山県普通海域管理条例	平成 10 年 6 月 30 日
広島県	広島の海の管理に関する条例	平成 3 年 3 月 14 日
山口県	一般海域の利用に関する条例	平成 10 年 3 月 24 日
徳島県	徳島県法定外公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 28 日
香川県	香川県一般海域管理条例	平成 12 年 3 月 27 日
愛媛県	愛媛県の海を管理する条例	平成 7 年 12 月 22 日
高知県	高知県公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 28 日
福岡県	福岡県一般海域管理条例	平成 12 年 3 月 29 日
佐賀県	国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則 (佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例)	平成 13 年 7 月 27 日
長崎県	長崎県海域管理条例	平成 16 年 6 月 25 日
熊本県	熊本県一般海域管理条例	平成 12 年 3 月 23 日
大分県	大分県の海底の土地の使用料の許可に関する規則 (海岸の占用料等及び海底の土地の使用料等の徴収に関する条例)	平成 12 年 3 月 31 日
宮崎県	国土交通省所管公共用財産管理条例	平成 12 年 3 月 29 日
鹿児島県	鹿児島県海底の土地管理規則 (鹿児島県海底の土地使用料等徴収条例)	平成 12 年 3 月 31 日
沖縄県	沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則 (沖縄県国土交通省所管公共用財産に係る土地使用料等徴収条例)	昭和 55 年 1 月 10 日

※一般海域管理に関する条例及び規則のほかに「料金徴収条例」を定めている場合はカッコで併記

出典：平成 28 年度 一般海域における海洋施設の管理・設置に関する取組の実態等に関する調査報告書（一般社団法人 海洋産業研究会）

都道府県における一般海域の管理に関する条例等の例

都道府県	京都府	大阪府	香川県	佐賀県	長崎県	熊本県	
項目	京都府海岸等管理条例 (平成12年3月28日京都府条例第10号)	大阪府一般海域管理条例 (平成12年3月31日条例第25号)	香川県一般海域管理条例 (平成12年3月27日条例第12号)	国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則 (平成13年7月27日規則第59号)	佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例 (平成13年7月5日佐賀県条例第35号)	長崎県海域管理条例 (平成16年6月25日長崎県条例第50号)	熊本県一般海域管理条例 (平成12年3月23日条例第31号)
目次	第1条(趣旨) 第2条(定義) 第3条(占用等の許可) 第4条(行為の許可) 第5条(許可の特例) 第6条(監督処分) 第7条(占用料等の納付) 第8条(占用料等の減免) 第9条(占用料等の還付) 第10条(準用) 第11条(規則への委任)	第一条(趣旨) 第二条(定義) 第三条(占用等の許可) 第四条(更新の許可) 第五条(国の機関が行う占用等の特例) 第六条(許可の条件) 第七条(許可の取消し等) 第八条(原状回復の義務) 第九条(占用料及び土石採取料) 第十条(占用料等の徴収方法) 第十一条(占用料等の還付) 第十二条(占用料等の減免) 第十三条(過料) 第十四条(規則への委任) 別表第一(第九条関係) 別表第二(第九条関係)	第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(占用等の許可) 第4条(適用除外) 第5条(許可の基準) 第6条(占用料等の徴収) 第7条(占用料の額) 第8条(土石採取料の額) 第9条(占用料等の減免) 第10条(占用料等の徴収方法) 第11条(不還付) 第12条(権利譲渡の禁止) 第13条(地位の承継) 第14条(原状回復) 第15条(監督処分) 第16条(報告、検査等) 第17条(委任) 第18条～第21条(罰則) 別表(第7条、第8条関係)	第一条(趣旨) 第二条(定義) 第三条(許可の申請) 第四条(提出部数) 第五条(許可期間等) 第六条(変更許可の申請等) 第七条(許可の条件) 第八条(廃止届) 第九条(地位の承継) 第十条(権利譲渡等の禁止) 第十一条(原状回復) 第十二条(許可の取消等) 第十三条(土石採取の実績報告) 第十四条(書類の経由)	第1条(趣旨) 第2条(定義) 第3条(土石採取料等の徴収) 第4条(土石採取料等の減免) 第5条(土石採取料等の還付) 第6条(延滞金の徴収) 第7条(延滞金の減免) 第8条(過料) 別表第1(第3条関係) 別表第2(第3条関係)	第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(海域における行為の許可) 第4条(許可の手続) 第5条(許可の特例) 第6条(市町の長の意見) 第7条(採取禁止区域等) 第8条(地位の承継) 第9条(届出) 第10条(権利の譲渡等の禁止) 第11条(占用料等の徴収等) 第12条(占用料等の減免) 第13条(監督処分) 第14条(原状回復) 第15条(規則への委任) 第16条(過料) 別表(第11条関係)	第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(行為の制限) 第4条(許可の特例) 第5条(許可の期間及び更新) 第6条(許可行為の中止又は廃止) 第7条(地位の承継) 第8条(使用料等の徴収) 第9条(使用料等の不還付) 第10条(使用料等の減免) 第11条(許可の取消等) 第12条(原状回復義務) 第13条(資料等の提出) 第14条(委任) 第15条(罰則) 別表第1(第8条関係) 別表第2(第8条関係)
一般海域の定義	(第2条) 次に掲げる区域以外にある海域 ・海岸法：公共海岸、海岸保全区域 ・漁港漁場整備法：漁港 ・港湾法：港湾区域、水域 ・河川法：河川区域	(第二条) 以下の区域以外の区域にある海底の土地 ・漁港漁場整備法：漁港の区域 ・港湾法：港湾区域、都道府県知事により公告された水域 ・河川法：河川区域及び準用河川の河川区域	(第2条) 次に掲げる区域を除く海域 ・漁港漁場整備法：漁港の区域 ・港湾法：港湾区域、開発保全航路の区域、水域	(第二条) 次に掲げる区域以外の海域 ・漁港漁場整備法：漁港の区域 ・港湾法：港湾区域 ・海岸法：一般公共海岸区域、海岸保全区域(いずれも土石を採取する場合に限る。)	(第2条) 次に掲げる区域以外の海域 ・漁港漁場整備法：漁港の区域 ・港湾法：港湾区域 ・海岸法：一般公共海岸区域、海岸保全区域(いずれも土石を採取する場合に限る。)	(第2条) 「海域」とは、国有財産法の公共用財産のうち、海面(海面下の土地を含む。)で次に掲げる区域以外の区域にあるものをいう。 ・港湾法：港湾区域、公告された水域 ・漁港漁場整備法：漁港の区域 ・海岸法：一般公共海岸区域、海岸保全区域	(第2条) 国有財産法に規定する公共用財産のうち、海域であって、海岸法、港湾法、漁港漁場整備法その他の法令の規定により当該海域の管理について、特別の定めがなされているもの以外のものをいう。
占用許可の届出先	(第4条) 知事	(第三条) 知事	(第3条) 知事	(第三条) 知事	(第3条) 知事	(第3条) 知事	
占用許可が必要な行為	(第4条) ・土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 ・土地において工作物を新築し、又は改築すること。	(第三条) ・施設又は工作物(以下「施設等」という。)の設置 ・土石(砂を含む。以下同じ。)の採取(海岸法に規定する一般公共海岸区域及び海岸保全区域における土石の採取を除く。) ・上記に掲げるもののほか、知事が公益上やむを得ないと認める行為で規則で定めるもの	(第3条) ・一般海域を占有すること。 ・土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。 ・土石の投入、掘削その他海底の形状の変更をすること。	(第三条) ・工作物を設けて占有する行為 ・土石を採取する行為	(第3条) ・工作物その他の物件を設置して海域を占有すること。 ・土石(砂を含む。以下同じ。)を採取すること。	(第3条) ・工作物を設けて当該海域を使用する行為 ・土石等(砂を含む。以下同じ。)の採取 ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為	
占用料等	(第7条) ・施設等の設置等：別表1 占用料「鉄塔」の場合 →市の区域 640円/m ² 年 →町の区域 500円/m ² 年 ・土砂の採取：別表2 土石採取料「土砂、砂利、砂、栗石」の場合 310円/m ³	(第九条) ・施設等の設置等：別表第一三項「その他の施設」の場合 360円/m ² 年 ・土砂の採取：別表第二「砂利」の場合 350円/m ³	(第7条) ・施設等の設置等：別表占用料「その他工作物」の場合 240円/m ² 年 (第8条) ・土砂の採取：別表「土石採取料」の場合 102円/m ³	(第3条) ・施設等の設置等：別表第二「鉄塔」の場合 650円/m ² 年、「その他」の場合 65円/m ² 年 ・土砂の採取：別表「砂利及び栗石」の場合 155円/m ³	(第11条) ・施設等の設置等：別表1 占用料「交通施設 道路」の場合 →甲地 27.5円/m ² 年 →乙地 17.5円/m ² 年 (第8条) ・土砂の採取：別表2 土石採取料「砂利」の場合 139円/m ³	(第8条) ・施設等の設置等：別表第1その他「工作物を伴うもの」の場合 →市の区域 165円/m ² 年 →町村の区域 115円/m ² 年 ・土砂の採取：別表第2「土砂」の場合 108円/m ³	
占用料等の減免	(第8条) ・知事は、公益上の理由その他の規則で定める理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。	(第十二条) ・知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減額し、又は免除することができる。	(第9条) 知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料又は土石採取料を減免することができる。	(第4条) 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、土石採取料等を減額し、又は免除することができる。 ・国又は地方公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するため土石の採取又は占有をするとき。 ・その他土石採取料等を徴収することが著しく不相当であると知事が認めるとき。	(第12条) 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料等を減額し、又は免除することができる。 ・公共的団体が公共の用に供するとき。 ・その他特別の理由があると認めるとき。	(第10条) 知事は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。	

注：国内の都道府県における一般海域の管理に関する条例の一例を示したものである。